フランスにおける専門職会社法制の歴史的展開

内　田　千　秋

はじめに

いわゆる専門家（弁護士、医師、会計士など）の伝統的な開業形態は、個人開業である。時代を経るにつれ集団化の動きが促進され、日本においても専門家のための法人制度が整備されてきた（弁護士法人、医療法人、監査法人等）。これらの法人は、「会社」ではなく特別法上の法人と位置づけられている[1]。多くの場合、一つの専門職について一つの法人制度が置かれている[2]。

1　たとえば、監査法人は、構成員相互の人的信頼関係に基礎を置いている点から合名会社の規定を準用しつつも、公認会計士法上の特別法人として位置づけられている（大迫勝「大規模監査に監査法人――公認会計士法の一部改正――」ひろば19巻6号（1966年）7頁参照）。これは、民法上の組合とすると法人格を有しない点に不都合があり、合名会社であるとすると会社の営利性と公認会計士のプロフェッションとしての性格が矛盾すると考えられたことによる（太田哲三ほか「座談会会計士監査制度の諸問題」産業経理25巻10号（1960年）218頁〔矢沢惇発言〕参照）。

2　医療法人（昭和25年改正医療法）と監査法人（昭和41年改正公認会計士法）以外、各専門職につき一つの法人制度が置かれている。弁理士につき特許業務法人（平成12年改正弁理士法）、弁護士につき弁護士法人（平成13年改正弁護士法）、税理士につき税理士法人（同年改正税理士法）、司法書士につき司法書士法人（平成14年改正司法書士法）、土地家屋調査士につき土地家屋調査士法人（同年改正土地家屋調査士法）、行政書士につき行政書士法

日本でいうところの「専門職（プロフェッション）」ないし「専門家（プロフェッショナル）」は、フランスでいう「自由業専門職（profession libérale）」[3]ないし「自由業専門家（professionnel libéral）」にあたるといってよい。フランスにおいても、自由業専門職の伝統は個人開業である。しかし、現代では、「個人で実施する専門家というイメージは誤っている。」[4]と指摘されるほどに、自由業専門職を実施する際の集団化が発展している。

フランスにおける自由業専門職の集団実施（exercice en groupe）のための法的形態に関しては、以下の点を指摘しうる。まず、「会社（société）」[5]形態での集団実施が認められている（以下、これらの会社を総

人（平成15年改正行政書士法）、社会保険労務士につき社会保険労務士法人（同年改正社会保険労務士法）制度を参照。これに対し、監査法人には、社員の責任に応じ無限責任監査法人と有限責任監査法人の2種類が認められている（有限責任監査法人制度は、平成19年の公認会計士法改正により創設）。

3　フランス語の《profession》は職業全般を意味する言葉である。フランスではこれまで自由業専門職に関する一般的定義は置かれてこなかったが、2012年3月22日の法律第2012-387号は、自由業専門職の定義を明文化した。すなわち、「自由業専門職は、日常的に、独立してかつその責任のもとで、一般的に民事性を有する活動を行う者の一群である。その活動の目的は、適する職業資格を通じて倫理原則または職業倫理を遵守して実施される、主として知的、技術的または治療の役務を、顧客または公衆の利益において確保することにある」（同法律29条第Ⅰパラグラフ）。

4　司法省民事局長の指摘による。Rapport d'information sur les professions juridiques réglementées par Cécile Untermaier et Philippe Houillon, *Ass. Nat.*, nº 2475, p. 102参照。同報告書は、近時制定された「発展、活動および経済機会の平等に関する2015年6月28日の法律第2015-990号」の立法作業中に公表された。同法律は、制定のイニシアチブをとった経済・産業・デジタル大臣の名をとって《loi Macron》（Macron法律）と呼ばれている。

5　ソシエテ（société）はフランス法特有の概念である。ソシエテは、出資、利益の分配または経済上の利得、ソシエテ結成の意思（*affectio societatis*）の三要件を充たした場合に成立する契約であり、また、それによって成立する団体のことをいう（民法典1382条参照）。会社契約の成立要件について、来

称して「専門職会社」と呼ぶ）。そして、自由業専門職に共通する会社形態が特別法化されており、主なものとして「専門職民事会社（société civile professionnelle）」と「自由業実施会社（société d'exercice libéral）」とがある。これに加えて専門職によっては、一定の条件（資本・議決権の保有割合など）のもとで、株式会社や有限会社形態を用いることも認められている。このように自由業専門職の集団実施のために多くの法的形態が用意されているので、フランスの自由業専門家はそのニーズに応じて組織選択をしている。

フランスの自由業専門職は、弁護士・公証人などの法律・司法専門職（professions juridiques ou judiciaires）、医師・看護師・薬剤師などの保健衛生専門職（professions de santé）、専門会計士・建築士などの技術専門

住野究「affectio societatisについて」奥島孝康先生還暦記念第一巻『比較会社法研究』（成文堂、1999年）503頁。現行法のもとでは、民法典第3編第9章にソシエテの一般規定および《société civile》に関する規定が置かれ、商法典第2編に《société commerciale》に関する規定が置かれている。このようにフランスでは、ソシエテについて依然として民事と商事の区別が存在するが、双方とも商業会社登記簿への登記により法人格を享有するため、日本における組合と会社の概念には一致しない。そのため、各文献において訳出の工夫が見られる。神戸大学外国法研究会編『仏蘭西民法〔Ⅳ〕財産取得法(3)』（有斐閣、復刊版、1956年）205頁以下、同編『仏蘭西商法〔Ⅰ〕』（有斐閣、復刻版、1991年）71頁以下、山本桂一『フランス企業法序説』（東京大学出版会、1969年）6頁以下、野田良之「会社という言葉について」鈴木竹雄先生古稀記念『現代商法学の課題（中）』（有斐閣、1975年）689頁、林良平＝前田達明編『新版注釈民法（2）総則（2）』（有斐閣、1991年）56頁〔山口俊夫〕、奥島孝康『フランス企業法の理論と動態』（成文堂、1999年）66頁以下、山田誠一「フランスにおける法人格のない組合」日仏17号（1990年）105頁以下、後藤元伸「独仏団体法の基本的構成（二）」阪法192号（1998年）1215頁以下参照。実施形態の選択肢としてフランスの専門家に認められたソシエテ（sociétés professionnelles）には多くの種類があるが、《société》には統一した訳語をあてることが望ましいと考えられるので、本稿では、《société》を「会社」と訳す。

職（professions techniques）に分類される場合が多い[6]。自由業専門職はまた、規制自由業専門職（profession libérale réglementée）と非規制自由業専門職（profession libérale non-réglementée）からなる。規制自由業専門職には、「法令上の身分規程（statut）に服する自由業専門職」すなわち職業団体（ordre）に組織されているもの（弁護士、医師、専門会計士、建築士など）と、「資格名称（titre）の使用について保護を受ける自由業専門職」が含まれる[7]。官職株制のもとにある公署官・裁判所補助吏（公証人など）も、広義では規制自由業専門職に入る[8]。規制自由業専門職においては、それを実施する方法、とりわけ集団実施方法が規制の対象とされて

6　1990年の自由業実施会社制度の創設に際し、各省間自由業専門職委員会（Délégation interministérielle aux professions libérales）は、規制自由業専門職を3つに分類したリストを作成している。Rapp., Marchand, *Ass. Nat.*, nº 1424, pp. 17, 22 et suiv.参照。このリストでは、法律専門職として、弁護士、コンセイユ・デタ・破毀院付弁護士、控訴院付代訴士、法律助言士、公証人、執行吏、商事裁判所書記、裁判上の管理者、清算受任者、動産公売官、会計監査役、技術専門職として建築士、測量士、専門会計士、保険代理業者、特許弁理士、ダンス教師、医療関係専門職として、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、看護師、助産師、マッサージ・運動療法士、言語聴覚士、視能訓練士、足治療士、生物学者、栄養士、心理学者が挙げられている。ここから漏れている規制自由業専門職もあり（不動産・農業鑑定士、森林鑑定士など）、このリストは例示列挙にすぎないものと解されている。一部の専門職については、その後、資格名称の変更や資格の統廃合が行われている（現行資格については、表1〜3〔後掲〕参照）。

7　たとえば、François Terré, Les sociétés civiles professionnelles, *JCP* 1967. I. 2103, nº 18参照。

8　「裁判所補助吏（officier ministériel）」とは、公権力により終身的に与えられる官職株（office）の名義人であり、そのうち「公署官（officier public）」は証書に公署する権限を有する。中村紘一ほか『フランス法律用語辞典〔第三版〕』（三省堂、2012年）296頁以下参照。コンセイユ・デタ・破毀院付弁護士、執行吏、公証人、動産公売官および商事裁判所書記が裁判所補助吏であるが、そのうち執行吏、公証人および商事裁判所書記は公署官でもある。

いる。

フランスにおいて、集団実施のための法的形態は、「手段型会社（société de moyens）」と「実施型会社（société d'exercice）」に分類される[9]。専門職民事会社に関する法律制定当時（1966年）の立法者[10]は、会社が専門職の活動に必要なサーヴィスないし手段（職員、事務所、器具、文献、事務所設備など）を社員に提供する場合を「手段型会社」と呼んでいる（手段の共同化）。各社員は個別に活動し各自で報酬を受領する。職業機関との関係も各社員が有するにすぎない（名簿登録、懲戒など）。これに対して、会社が専門職のメンバーとなり、手段の共同化を前提に、会社が専門職を実施する場合は「実施型会社」と呼ばれている（実施の共同化）。会社が「実施する」といっても、実際には社員を介して専門職の活動が行われる。その対価として支払われる報酬は、会社が受領し会社の収入となる。そのようにして生じた利益は社員間で分配される。

また、単なる手段型会社とはいえないが、立法者のいう実施型会社の特徴を全て充たすわけではない中間的な会社も存在する[11]。たとえば、手段の共同化を目的とするにすぎないが、各社員が受領する報酬を共同の財産とし、それを社員間で分配する旨の約定が組み込まれるケースが挙げられる。このような中間的形態も「実施型」に分類することにより、「実施型」の概念を広くとらえる立場もある[12]。他方で、その概念をより厳格に解し、報酬共同化・分配に加えて顧客（clientèle）が共同の（または会社の）顧

9　会社でない団体も含めて、「手段型団体（groupement de moyens）」と「実施型団体（groupement d'exercice）」に分類する文献も見られる。Christian Laurent et Thierry Vallée, *Sociétés d'exercice libéral*, 6e éd., Delmas, 2011, pp. 28 et suiv.参照。

10　Projet de loi, *Ass. Nat.*, no 1581, Exposé des motifs, pp. 2 et suiv.参照。

11　Gérard Lyon-Caen, *L'exercice en société des professions libérales en droit français*, Dalloz, 1975, p. 81参照。

12　Laurent et Vallée, *op. cit.* (note 9), no 04.22等を参照。

客となっていることを重視する立場[13]、さらに会社自体が職業機関と関係を有することも必要とする立場も見られる[14]。

集団実施が行われた当初は、手段の共同化を目的として契約が締結されるほか、各種団体（非営利社団、匿名社団、民事会社、協同会社）の普通法が用いられてきた。専門職によっては、法律またはデクレにより固有の制度が置かれていた。これらの制度には一長一短があり、自由業専門職の実施に適合的とはいえなかった[15]。非営利社団の名称のもとで報酬の分配が行われるなど、団体の法的性質が明確とはいえない場合も見られた。そこで、1966年11月29日の法律第66-879号は、規制自由業専門職に共通する実施型会社を実現するために、専門職民事会社制度を創設した。しかし、専門職民事会社制度の使いにくさが指摘され、そのために一定の自由業専門職では共同実施のために商事会社形態を用いることが許容されていたことから、1990年12月31日の法律第90-1258号は、自由業実施会社制度を創設した。自由業実施会社は、専門職民事会社と同様に規制自由業専門職に共通する実施型会社であるが、普通法上の商事会社（有限会社、株式会社、株式合資会社、略式株式会社）を借用したものである。

このように、フランスの専門職会社法制において、専門職民事会社制度の創設（1966年）と自由業実施会社制度の創設（1990年）は重要な意義を有する。そこで本稿では、1966年11月29日法律の制定前（一）、同法律の制定後（二）、1990年12月31日法律の制定後（三）に時代を区分して、専門職会社法制の歴史的展開を明らかにする。なお、2000年代に入り、

13　Lyon-Caen, *op. cit.* (note 11), p. 81; Florence Maury, *L'exercice sous la forme d'une société, d'une profession libérale réglementée*, PUAM, 2000, nos 54 et suiv. 等を参照。

14　Annie Lamboley, Dix ans d'exercice en groupe des professions libérales, in *Dix ans des droit de l'entreprise*, 1978, Litec, p. 385, spéc., no 71参照。

15　Yvonne Cheminade, La société civile de moyens, *JCP* 1971. I. 2405, nos 4 et suiv.参照。

実施型会社の持分を保有する目的に特化した自由業専門職財務参加会社制度が創設されるほか、近年では専門職会社法制に関する重要な改正が幾度も行われている（直近では、2015年8月6日の法律第2015-990号による）。したがって、近時の専門職会社法制の動向（四）についても述べることとしたい。

一　1966年11月29日法律の制定前

自由業専門職の集団実施のための法的形態について論じる前に、当時の団体法の概要を述べておく。1804年に民法典が制定され、第3編第9章に会社（société）に関する規定が置かれた。制定当時の民法典1832条によれば、会社は、2人以上の者が、これにより生じうる利益の分配を目的としてある物を共通にすることに合意する契約をいう[16]。民法典に定める会社には包括的会社（société universelle）と個別的会社（société particulière）があり、個別的会社は、一定の事業または営業・職業（profession）の実施を目的とすることもできた（1978年改正前同法典1842条）。これに対して商事会社は、1807年の商法典その他特別法によって定められている（合名会社、合資会社、株式合資会社、株式会社、有限会社）。商事会社には早くから法人格が認められてきたが、民事会社一般に法人格が認められたのは、19世紀末の判例によってである[17]。商法典には匿名社団（association

16　民法典に定める当時の会社制度につき、神戸大学外国法研究会・前掲注（5）民法205頁以下、山本・前掲注（5）13頁以下、林寿二「フランス民法上の組合の結合構造について」国学院14巻4号（1977年）11頁参照。

17　Cass. Req., 23 févr. 1891, *D. P.* 91, 1, 337など。同判決の解説として、山本桂一「法人―組合の法人格―」別ジュリ25号（1969年）101頁がある。商事会社、特に民事会社について判例により法人格が認められる過程につき、神戸大学外国法研究会・前掲注（5）民法209頁以下、同・前掲注（5）商法78

commerciale en participation）に関する規定も置かれていたが、匿名社団は法人格を有しない。

1901年7月1日の法律は結社の自由を認め、非営利社団（association）に関する規定を置いた。非営利社団は利益分配以外の目的を有する（同法律1条）。また、1947年には協同組合（coopération）の地位に関する法律が制定された。

1　契約の一般法

集団実施の当初の方法は、契約の一般法に依拠するものである。手段の共同化を目的とする契約と、手段の共同化に加えて職業活動の対価として支払われる報酬の共同化および分配を目的とする契約が挙げられる。

(1) 集団事務所契約

専門家（事務所）間の契約によるものであり、弁護士については《convention de cabinets groupés》の名で[18]、医師については《contrat d'association entre médecins》の名で呼ばれることが多い[19]。それぞれ、職

頁以下、山本・前掲注（5）187頁以下、小西美典「フランス法人論序説―判例を中心として―」法雑6巻4号（1959年）116頁参照。

18　Cheminade, *op. cit.* (note 15), nº 4; Lyon-Caen, *op. cit.* (note 11), pp. 69 et suiv.; Lamboley, *op. cit.* (note 14), nº 10参照。パリ弁護士会から公表された1971年当時のモデル契約につき、Lyon-Caen, *Ibid.*, p. 167, Annexe I：Convention de cabinets groupés参照。集団事務所契約をはじめとする弁護士の集団実施形態につき、河原正和ほか「フランスの弁護士制度改革の背景と新制度」第二東京弁護士会編『諸外国の弁護士制度』（日本評論社、1976年）172頁以下、J.-F. ブルトニエール＝N. ジル「フランスにおける法律共同事務所」法時58巻6号（1986年）108頁参照。

19　医師会から公表された1971年当時のモデル契約につき、Lyon-Caen, *Ibid.*, p. 168, Annexe II：Contrat-type d'association entre médecins de même discipline参照。医療分野では、共同費用実施契約（contrat d'exercice à

業団体からモデル契約が公表されている。

この契約のもとでは、専門家は同僚と同じオフィスで専門職を実施するが、その活動は個別に行われる。専門家はオフィス、文献、複写機、秘書といった手段を共同にするのみである。互いに完全に独立して専門職を実施するので、顧客は、各人の顧客のままである。各人の活動に対して支払われる報酬が、専門家間で分配されることはない[20]。

同一のオフィスに事務所が置かれるが活動は個別に行われるにすぎないので、契約の呼び名にかかわらず、契約当事者間では会社も非営利社団も成立しないと解されている。したがって、この契約に基づく集団には、法人格は生じない。共同利用される財産は、契約当事者の不分割（indivision）になる（1976年改正前民法典815条以下）[21]。しかし、当時の不分割制度が十分なものではなかったため[22]、後に、法人格を有する法的形態が好まれるようになった。不分割（共有）制度自体は1976年に改正されているが[23]、いずれにせよ、法人格が存在しない点に不都合があると指摘されている[24]。

---

frais communs）という呼び方も見られる。Maury, *op. cit.* (note 13), nº 137等を参照。

20 弁護士の集団事務所契約の内容につき、Lyon-Caen, *Ibid.*, p. 69参照。

21 Lyon-Caen, *Ibid.*, pp. 69 et suiv.参照。

22 Maury, *op. cit.* (note 13), nº 79参照。

23 1976年改正前民法典815条以下（遺産分割）につき、神戸大学外国法研究会編『仏蘭西民法〔Ⅱ〕物権法・財産取得法（1）』（有斐閣、復刊版、1956年）136頁以下、山田誠一「共有者間の法律関係（三）―共有法再構成の試み―」法協102巻3号（1985年）492頁参照。1976年12月31日の法律第76-1286号による不分割制度の改正について、稲本洋之助「《indivision》の制度的編成について」山口俊夫編『東西法文化の比較と交流』（有斐閣、1983年）449頁参照。

24 Lamboley, *op. cit.* (note 14), nº 10参照。

(2) 共同実施契約

手段の共同化を目的とする契約であるが、利益分配条項が付加される場合を指す。《convention d'exercice conjoint》と呼ばれることもある[25]。利益分配条項（報酬共同化・分配条項）が付され、社員による出資があったと認められる場合には、事実上の会社（société de fait）が存在することになる[26]。

2　非営利社団

1901年7月1日の法律[27]に定める非営利社団（association）とは、2人以上の者が永続的方式のもとに、利益の分配以外を目的としてその知識および活動を共通にする合意をいう（同法律1条）。自由業専門職の集団実施の

25　Lamboley, *Ibid.*, nos 39 et suiv.; Maury, *op. cit.* (note 13), no 137参照。医師会から1966年に公表されたモデル契約につき、Lyon-Caen, *op. cit.* (note 11), p. 182, Annexe VI：Contrat-type d'association entre médecins de même discipline ou entre médecins omnipraticiens pour l'exercice de la médecine en cabinet de groupe avec mise en commun des honoraires参照。

26　Lamboley, *Ibid.*, nos 50 et suiv.参照。「事実上の会社」は判例によって形成されてきた理論であるが（大山俊彦『企業形成の法的研究』（信山社、2000年）341頁以下）、1978年の民法典改正において、「事実上の会社」（société de fait）と「事実上設立された会社」（société créée de fait）の概念に整理され、後者については民法典に規定が置かれた（同法典1873条）。山田・前掲注（5）130頁、奥島・前掲注（5）79頁以下、森脇祥弘「近時フランス法における事実上の会社の概念の展開」高岡18巻1・2号（2007年）219頁参照。

27　非営利社団に関する邦語文献として、神戸大学外国法研究会・前掲注（5）民法232頁以下、山本・前掲注（5）69頁以下、林＝前田・前掲注（5）58頁以下〔山口〕、森泉章『公益法人の研究』（勁草書房、1977年）104頁以下、奥島・前掲注（5）80頁以下、後藤・前掲注（5）1215頁以下、ティエリ・ジャンテ著（石塚秀雄訳）『フランスの社会的経済』（日本経済評論社、2009年）60頁以下等がある。

ために非営利社団が選択されることもあった[28]。しかし、非営利社団契約は無償性および利他性（désintéressé）に特徴づけられ、利益の分配（営利性）とは両立しない。また、届出をするのでなければ非営利社団は法的能力を有しないという点（届出非営利社団、同法律5条）[29]、解散時には出資の払戻分をのぞき非営利社団の財産を構成員に帰属させることができないという点で（1901年8月16日のデクレ15条）[30]、不都合が指摘されていた。

3　匿名社団

匿名社団（association commerciale en participation）[31]は、自由業専門職の集団実施において、契約の一般法に基づくよりも、より組織化された法的形態として用いられてきた。1807年商法典のもとでは《association》の語が使われているが、損益共通を目的とするので、匿名社団の法的性質は会社である[32]。利益の分配方法は、当事者の合意により自由に決定される（1966年改正前同法典43条）。匿名社団は法人格を有しない（同年改正

28　医師につき、Lamboley, *op. cit.* (note 14), n^{os} 8 et suiv.参照。

29　Cheminade, *op. cit.* (note 15), n^{o} 5参照。届出および公益性の認定の有無によって非営利社団の法的能力が異なる点につき、大野博実「フランス法における無届非営利社団」早研23号（1981年）55頁、納屋雅城「フランス法における無届非営利社団の法的能力と部分的法人格」独法96号（2015年）181頁、同「フランス法における届出非営利社団・公益認定非営利社団の法的能力―小さな法人格と大きな法人格―」独法98号（2015年）19頁参照。

30　Lamboley, *op. cit.* (note 14), n^{o} 9参照。

31　1807年の商法典制定当時、匿名社団に関する規定は同法典47条ないし50条に置かれていたが、1921年6月24日の法律により匿名社団制度が改正された。匿名社団に関する規定は1953年8月9日のデクレ第53-705号により、内容はそのままで同法典の42条ないし45条に繰り上げられた。神戸大学外国法研究会・前掲注（5）商法122頁以下、490頁以下、山田・前掲注（5）115頁以下参照。

32　神戸大学外国法研究会・前掲注（5）商法73頁、122頁参照。

前同法典44条4項）。

建築士は非常に早くから、大規模な建築計画に基づき共同して作業にあたるために匿名社団を用いてきた。弁護士、医師または公証人も、事務所ないし官職株の所有権を法人に移転することなく集団実施を実現するために、匿名社団を利用してきたという[33]。匿名社団は、その名が示すように「形態による商事会社」であるが、自由業専門職の実施を目的としているので「民事目的の会社」といえよう[34]。

もっとも、匿名社団は第三者に対してその存在が明らかにされないものであるので（同条1項）、伝統的な職業倫理原則によって課される自由業の透明性に合致するものではなかった。また、匿名社団の存在が明らかになると事実上の会社に該当し、匿名社団の債務について構成員が無限連帯責任を負うおそれがあった[35]。

4　普通法上の民事会社

不分割制度の問題点ないし匿名社団の不都合を克服するため、実務ではその後、普通法上の民事会社が選択されるようになった（民法典1382条以下）。当時の制度では、民事会社は公示手続に服さないが、判例によって民事会社にも法人格が認められていたからである。民事会社は、建築士、測量士、医師または歯科医師においてしばしば用いられていた[36]。

33　Maury, *op. cit.* (note 13), nº 106参照。建築士匿名社団の1971年当時のモデル契約につき、Lyon-Caen, *op. cit.* (note 11), p. 189, Annexe VII：Contrat-type：Association en participation参照。

34　Maury, *Ibid.*, nº 108参照。

35　Maury, *Ibid.*, nºs 108 et suiv.参照。この点につき、大山・前掲注（26）373頁参照。

36　Lamboley, *op. cit.* (note 14), nº 70参照。建築士民事会社のモデル契約につき、Lyon-Caen, *op. cit.* (note 11), p. 193, Annexe VIII：Contrat-type：Société civile参照。

(1) 手段型

民事会社はまず、手段の共同化の目的で設立されてきた。医師においては「手段会社（société de moyens）」の名で呼ばれている[37]。この場合、社員は、共同化された手段のためにかかる費用をそれぞれ負担し、損失を共通にするにすぎない。この会社は利益追求を目的としないので、民法典1382条以下に定める「会社」に本当に該当するのかが問題とされた。

1804年制定当時の同法典1832条によれば、会社契約の要件として利益分配の目的が掲げられている。当時の破毀院判例は、この「利益」を「利害関係人の財産に加わる金銭的または物質的利得」を指すものとし[38]、社員が損失または費用を回避するためだけの団体を会社とはみなかった。したがって、この手段型の「会社」はむしろ、1901年7月1日法律に定める非営利社団に該当するのではないかということにもなる。実際に、同種の手段型の団体について《association》の語を用いる専門職もあった[39]（たとえば弁護士につき一6（1）参照）。この問題は、1966年11月29日法律の制定以降に解決されることになる（二参照）。

(2) 中間型ないし実施型

手段を共同化する目的の会社契約において、さらに報酬共同化・分配条項が置かれる場合や、社員の意思が顧客の共同化の実現にあると解されるケースもある。前述のようにこのような会社を実施型会社と呼ぶ立場も見られるが、1966年11月29日法律の立法者のいう「実施型会社」の定義か

---

37 Lyon-Caen, *Ibid.*, pp. 70 et suiv.参照。

38 Cass. Réun., 11 mars 1914, *D. P.* 1914, 1, 257, note L. S.参照。同判決の解説として、山本桂一「会社と非営利社団―利益の追求―」別ジュリ25号（1969年）148頁がある。1978年民法典改正後の会社・非営利社団の区別の問題につき、奥島・前掲注（5）81頁以下、後藤・前掲注（5）1220頁以下参照。

39 Lyon-Caen, *op. cit.* (note 11), p. 75参照。

らすれば、このような会社は手段型会社と実施型会社の中間的な形態といえる[40]。

こうした実施型会社（中間的な会社）の法的有効性についても、議論が見られた。顧客を共同化する方法に関し、顧客（または官職株）を会社に出資することができるかという問題があるが、古くは消極的に解されてきた。商事上の顧客（clientèle commerciale）とは異なり、自由業専門家の有する「民事上の顧客（clientèle civile）」は取引の対象や出資の対象とならないと考えられてきたことによる（この点は後に、判例および立法により解決されている）[41]。このような理解のもとでは、違法目的により会社は無効になる（民法典1128条、1833条）。

また、医師に特有の議論としては、医師の会社が公衆衛生法典の規定に違反し、または公序良俗（同法典6条）に違反することにより、違法目的の会社として無効になるのではないかと指摘されていた[42]。報酬共同化・分配条項も、その態様によっては医師の職業倫理原則に違反し、そのために公序良俗違反に該当する可能性があった[43]。

40　Lyon-Caen, *Ibid.*, p. 81; Lamboley, *op. cit.* (note 14), nº 71参照。

41　民事顧客の財産性（patrimonialité）の問題である。当時の判例・学説の状況につき、Lyon-Caen, *Ibid.*, pp. 24 et suiv.; Lamboley, *Ibid.*, nº 72参照。

42　医師について定める公衆衛生法典では、偽名で医師職を実施することが禁止されているほか、医師の独立性および守秘義務が要請されている。医師の会社がこれらの規定に違反するおそれがあると考えられたことによる。Lyon-Caen, *Ibid.*, pp. 39 et suiv.参照。

43　医師の職業倫理によれば、医師間でも、一般医・専門医間の報酬分配（《dichotomie》と呼ばれる）は原則として禁止されている。また、医師・非医師間の報酬分配（《compérage》と呼ばれる）も禁止されている。医師の会社は、他の職業倫理原則（医師の独立性、患者による医師の自由選択、医師の個人責任）にも違反するのではないかと危惧されていた。Lyon-Caen, *Ibid.*, pp. 41 et suiv.; Maury, *op. cit.* (note 13), nº 95参照。

5　普通法上の協同会社

協同組合（coopération）に関して、1947年9月10日の法律第47-1775号が制定されている。協同組合の法的性質が非営利社団であるか会社であるかの議論を経て、同法律は、協同組合を会社とした（同法律1条）[44]。《société coopérative》（協同会社）制度は、特別な会社形態というよりは、民事会社であれ商事会社であれ、あらゆる形態の会社において協同組合の原則を採用することを認めるものである[45]。協同組合の原則として、社員が二重の地位を有すること（たとえば、出資者と顧客）、業務執行は民主的に行われること（一人一議決権の原則）などが挙げられる。

人間の活動のあらゆる分野において協同組合は用いられるので（同条2項）、医師、建築士、弁護士においても協同会社が設立されるようになった[46]。社員である専門家が協同会社に出資し、協同会社の提供するサーヴィスを利用するといった仕組みをとるので、こうした協同会社は手段型会社である[47]。協同会社は法人格を有する。

しかし、協同会社はそもそも多数の社員を前提とする仕組みである点、労務出資が認められない点、経営剰余の分配および会社解散時の残余財産の分配が排除されている点（同法律16条、19条）等について、不都合が指摘されている[48]。

44　*J.-Cl.* Sociétés Traité, Fasc. 168-10：Sociétés coopératives. -Généralités (15 juin 2015), par Roger Saint-Alary, actualisé par Patrick Le Berre, nº 65参照。協同会社に関する邦語文献として、山本・前掲注（5）104頁以下、ジャンテ・前掲注（27）48頁以下等を参照した。

45　Lyon-Caen, *op. cit.* (note 11), p. 77参照。

46　Maury, *op. cit.* (note 13), nº 82参照。

47　Lyon-Caen, *op. cit.* (note 11), pp. 76 et suiv.参照。

48　Cheminade, *op .cit.* (note 15), nº 5参照。

6　特定の専門職に固有の法的形態

(1) 弁護士提携体

弁護士に関しては、1954年4月10日のデクレ第54-406号によって《association d'avocats》（弁護士提携体）に関する規定が置かれた。弁護士会は、その内部規則により弁護士提携体を許可することができる（同デクレ49条）。この弁護士提携体は手段の共同化を目的とするものであるが（手段型）[49]、実務では、弁護士提携体契約に報酬共同化・分配条項が置かれる場合もあった（中間型ないし実施型）[50]。この場合、弁護士提携体の法的性質は、その名称通り非営利社団であるのか、それとも会社であるのかが問題となる[51]。また、実質的に顧客の共同化を実現する弁護士提携体も見られた[52]。

(2) 医師間協同会社

普通法上の協同会社では十分でないと考えられたため、医師および建築士に関し、協同会社の特別法を制定する動きが見られた。建築士の協同会社に関する法律案は廃案となったが、医師に関しては、1965年11月2日のデクレ第65-920号によって医師間協同会社制度が立法化された（現公衆衛生法典R. 4131-10条以下）[53]。医師間協同会社は、手段の共同化により構

49　Lyon-Caen, *op. cit.* (note 11), pp. 73 et suiv., et p. 173, Annexe III : Contrat-type du Barreau de Paris参照。

50　Lyon-Caen, *Ibid.*, pp. 82 et suiv., et p. 176, Annexe V : Contrat-type du Barreau de Marseille参照。

51　Rapp., Lavigne, *Ass. Nat.*, nº 1837, p. 8参照。

52　Lyon-Caen, *op. cit.* (note 11), pp. 84 et suiv.では、ベテラン専門家と若手専門家間の提携体、専門分野の異なる弁護士間の提携体がその例として挙げられている。

53　この点につき、Lamboley, *op. cit.* (note 14), nº 32; Maury, *op. cit.* (note 13), nº 82参照。

成員の専門職の実施を容易にすることを専らの目的とする手段型会社である（同デクレ3条1項）。解散時の残余財産について社員間の分配を認める点で普通法上の協同会社よりも利点がある。ただし、社員間の分配が許容される条件が厳格であり（同デクレ16条2項）、その点に問題があった[54]。

(3) 専門会計士会社

専門会計士および認可会計士に関しては、1945年9月19日のオルドナンス第45-2138号によって合名会社、株式制の会社（株式会社、株式合資会社）および有限会社の設立が許容された[55]。専門会計士会社および認可会計士会社は専門職の実施を会社目的とし、職団名簿に登録され専門職のメンバーとなるため（同オルドナンス6条、7条、10条、11条、15条）、1966年11月29日法律の立法者のいう意味においても実施型会社といえる[56]。

二　1966年11月29日法律の制定以降

1966年11月29日法律の制定に先立ち、1966年7月に商事会社に関する

54　Lamboley, *Ibid.*; Maury, *Ibid.* 参照。

55　当時、監査業務を行う専門会計士職と会計業務を行う認可会計士職に分かれていた。1994年には認可会計士の資格が廃止され、専門会計士に統合された（1994年8月8日の法律第94-679号）。改正内容につき、鳥山恭一「DDOEF―経済・金融上の各種の規定を定める一九九四年八月八日の法律第九四―六七九号」日仏20号（1997年）133頁参照。なお、1966年には法定監査業務を行う別の自由業専門職として会計監査役制度が導入されている。これらの会計専門家の関係につき、鳥山恭一「専門会計士と会計監査役―フランスの会計士制度―」中村眞澄先生・金澤理先生還暦記念第一巻『現代企業法の諸相』（成文堂、1990年）63頁参照。

56　Exposé de motifs, *op. cit.* (note 10), p. 2参照。

法律が制定された（1966年7月24日の法律第66-537号）[57]。1966年7月24日法律によれば、民事目的であっても、合名会社、合資会社、有限会社および株式制の会社（株式会社、株式合資会社）の形態をとるものは商事会社となる（同法律1条〔現商法典L. 210-1条〕）。また、合名会社の社員、合資会社および株式合資会社の無限責任社員は、商人資格を有する（同法律10条1項、23条1項、251条1項〔現商法典L. 221-1条1項、L. 222-1条1項、L. 226-1条1項〕）。商事会社は商業会社登記簿への登記の後、法人格を享有する（同法律5条1項〔現商法典L. 210-6条1項〕）。

1978年には民法典に定める会社に関する規定が改正されている（1978年1月4日の法律第78-9号）[58]。会社の一般規定（民法典1832以下）および民事会社（同法典1845条以下）に関する規定が置かれ、利益の分配だけではなく経済上の利得も会社の目的に加えられた（1978年改正後同法典1832条1項）。そして、民事会社も含め会社は、商業会社登記簿への登記により法人格を享有することとされた（同法典1842条1項）。1985年[59]に

57　商事会社に関する1966年7月24日法律の翻訳として、早稲田大学フランス商法研究会編『フランス会社法』（国際商事法研究所、増補版、1980年）、山本桂一訳『フランス商事会社法―1966年改正―』（法務省大臣官房司法法制調査部調査統計課、1967年）等がある。

58　1978年1月4日法律による民法典改正につき、奥島・前掲注（5）63頁以下、中村武「フランス民法典の一部改正（組合法）について」東洋22巻2号（1979年）1頁参照。民法典の会社規定の翻訳として、法務大臣官房司法法制調査部編『フランス民法典―物権・債権関係―』（法曹会、1982年）212頁以下、加藤徹ほか「翻訳フランス会社法（1）」関学64巻1号（2013年）154頁がある。

59　1985年7月11日の法律第85-697号。鳥山恭一「個人企業組織（一人会社）―有限責任一人企業および有限責任農業経営体に関する一九八五年七月一一日の法律第八五―六九七号」日仏15号（1988年）105頁。一人会社につき、鳥山恭一「一人会社の法規整―フランスにおけるその展開―」早法65巻3号（1990年）1頁、ジャン・クロード・アルアン（亀井克之訳）「フランスにおける一人有限会社」ノモス20号（2007年）45頁参照。

は民法典の改正により一人会社が許容され（1985年改正後同法典1832条2項）、社員が一人の有限会社である有限責任一人企業の制度が置かれた。1994年[60]には、略式株式会社制度も創設されている（これ以降、「株式制の会社」には、略式株式会社も含まれる）。2000年には、1966年7月24日法律をはじめ、商事会社に関する各種単行法が商法典に組み入れられた[61]。

匿名社団（association commerciale en participation）に関しては、同法律によって匿名会社（société en participation）に名称変更され、同法律に規定が置かれた（同法律419条以下）。1978年1月4日法律によって、匿名会社に関する規定は民法典に移され（同法典1871条以下）[62]、それにともない、本来型の匿名会社だけでなく、「公開型」の匿名会社の制度も置かれた。匿名会社が法人格を有しないのは従前の通りである（同条1項）。

60　1994年1月3日の法律第94-1号。鳥山恭一「略式株式会社の制度化―略式株式会社を制度化する一九九四年一月三日の法律第九十四―一号」日仏19号（1995年）109頁、同「フランスの略式株式会社制度（資料）」早比29巻1号（1995年）143頁参照。略式株式会社は合弁企業の設立を目的として制度化されたものであるが、1999年7月12日の法律第99-587号は、略式株式会社の社員資格をすべての自然人および法人に拡大し、一人略式株式会社も可能とした。同年改正につき、鈴木千佳子「フランス簡易株式制会社の一九九九年改正について」法研73巻12号（2000年）85頁等を参照。

61　商法典の法典化につき、鳥山恭一「商法典―商法典の法律の部に関する二〇〇〇年九月一八日のオルドナンス第二〇〇〇―九一二号」日仏23号（2005年）255頁参照。商法典の会社規定の近時の翻訳として、加藤徹ほか「翻訳フランス会社法（2～8）」関学64巻3号（2013年）816頁、64巻4号（2014年）1358頁、65巻2号539頁、65巻3号891頁、65巻4号（2015年）1409頁、66巻3号647頁、66巻4号1059頁参照。

62　山田・前掲注（5）117頁以下、中村・前掲注（58）15頁以下、奥島・前掲注（5）79頁以下、後藤・前掲注（5）1218頁、1228頁以下参照。

1　専門職民事会社（SCP）

1960年以降、専門職民事会社制度の創設に関する二つの議員提出法律案が提出された[63]。これらの法律案は成立には至らなかったが、司法省はその考え方を受け継ぎ、1965年秋に法律案を提出した。それが「専門職民事会社に関する1966年11月29日の法律第66-879号」（以下、「SCP法律」という）[64]として制定された。同法律は、実施型会社として専門職民事会社（société civile professionnelle：SCP）制度、手段型会社として手段民事会社（société civile de moyens：SCM）制度を創設した。

（1）概要

SCPは「法令上の身分規程に服しまたは資格名称の使用について保護を受ける自由業専門職」を実施する自然人または公署官・裁判所補助吏（規制自由業専門職）の間で設立され（SCP法律1条1項）、「構成員の専門職の共同実施（exercice en commun）」を会社目的とする（同条2項）[65]。

63　Jean-Paul Palewski国民議会議員による法律案（Proposition de loi, *Ass. Nat.*, nº 76(1962-1963)）と、André Armengaud元老院議員による法律案（Proposition de loi, *Sénat*, nº 49(1962)）である。

64　Loi nº 66-879 du 29 novembre 1966 relative aux sociétés civiles professionnelles. SCP法律の翻訳として、中村眞澄ほか「1969年フランス会計監査人制度（資料）」早比15巻1号（1981年）252頁、特に173頁以下、同「フランス公証人職民事会社法（一九六七年一〇月二日の命令第六七―八六八号）」公証法10号（1981年）107頁、特に171頁以下がある。

65　SCP法律制定当時の文献として、Terré, *op. cit.* (note 7)を参照した。近時の解説として、*Rép. sociétés Dalloz*, Sociétés civiles professionnelles, par Florence Maury; *J.-Cl.* Sociétés Traité, Fasc. 191-10：Sociétés civiles professionnelles. -Généralités. -Constitution(12 avril 2011, mise à jour au 6 juill. 2011); Fasc. 191-11 : Sociétés civiles professionnelles. -Relations internes et relations externes (2 avril 2012); Fasc. 191-12 : Sociétés civiles professionnelles. -Modifications en cours de société(17 août 2012); Fasc. 191-

それまで集団実施のための制度は、個々の専門職に関するデクレにおいてそれぞれ定められていたが（一参照）、集団実施のための団体の法的性質は十分に定義されておらず、団体契約に置かれる報酬共同化・分配条項の法的価値も確実ではなかった。そのため、法律においてあらゆる専門職に共通の法的枠組みを定めることが検討された[66]。しかし、法律の対象となる専門職の特殊性、需要、要望は非常にさまざまであり、それらにすべて対応しうるような、画一的な型を定めるのは非常に困難といえる[67]。そこで、SCP法律の立法者は、同法律を自由業専門職に共通する枠組法律（loi-cadre）とし、特定の専門職が同法律の適用を受けるには、その専門職に固有の特別執行令（現在は、コンセイユ・デタの議を経たデクレ。以下、「専門職デクレ」という）[68]の公表を必要とする仕組みを設けた（表1

---

13 : Sociétés civiles professionnelles. -Dissolution(18 sept. 2014), par Annie Lamboley; *J.-Cl.* Sociétés Formulaire, Fasc. S-70 : Sociétés civiles professionnelles. -Généralités. -Création. Fonctionnement. Contrôle. -Commentaires(2 déc. 2011, mise à jour au 11 juin 2015), par Anne Bougnoux; ***Mémento Pratique, Professions libérales, 2015-2016***, Francis Lefebvre, 2014, nos 1400 et suiv.; ***Les guides de gestion RF, Professions libérales, Exercice individuel, Sociétés professionnelles***, 8e éd., Groupe Revue Fiduciaire, 2015, nos 4000 st suiv.; Maurice Cozian, Alain Viandier et Florence Deboissy, *Droit des sociétés*, 28e éd., LexisNexis, 2015, nos 1378 et suiv.等を参照。SCP制度に関する邦語文献として、白石裕子「フランスにおける専門職民事会社の法的性質」大東9巻2号（2000年）21頁、同「フランス専門職民事会社における社員の地位」大東11巻1号（2001年）89頁、拙稿「フランスにおける専門職民事会社法の改正の意義」正井章筰先生古稀記念『企業法の現代的課題』（有斐閣、2015年）79頁参照。

66　Rapp., Lavigne, *op. cit.* (note 51), p. 8参照。

67　Terré, *op. cit.* (note 7), no 41参照。

68　法律・司法専門職について1967年に公証人、1969年に執行吏、動産公売官、1971年に商事裁判所書記、1978年にコンセイユ・デタ・破毀院付弁護士、1986年に裁判上の管理者、清算受任者、1992年に弁護士、保健衛生専門職について1977年に医師、1978年に歯科医師、生物医学分析検査所責任者、1979年に獣医師、看護師、1981年にマッサージ・運動療法士、技術専

～3〔後掲〕参照）[69]。専門職デクレが当該専門職への適用条件を定めるに際し、公権力に対して当該専門職を代表する機関の意見、当該機関が存在しない場合には当該専門職の最も代表的な組織の意見が聴取される（同条4項）。

官職株制のもとにある公署官・裁判所補助吏のSCPに関しては、会社が官職株の名義人となるタイプ（統合型SCP《SCP intégrée》）だけでなく、社員が官職株の名義人のままであるタイプ（非統合型SCP《SCP non-intégrée》）が設けられている（同法律5条）。SCPはまた、1947年9月10日法律に定める協同会社の地位を採用しうる（SCP法律37条）。コンセイユ・デタの議を経たデクレに定めがある場合には、異なる自由業専門職の共同実施を目的するSCPを設立することも可能であるが（同法律2条）、一部の専門職をのぞき、このデクレは公表されていない[70]。

SCP形態を選択することは専門家の任意であり、同制度は個人開業など他の実施形態に不利益を生じさせるものではない[71]。SCP法律はまた、専門会計士・認可会計士および公認仲買人が、それまでと同様に商事会社を設立できることを定めている（同法律31条。二4参照）。

SCP制度は1972年、1978年、1990年および2011年に改正されている

門職について1969年に会計監査役、1976年に測量士、1977年に建築士、1986年に特許弁理士、農業・不動産鑑定士、森林鑑定士に関するデクレが公表されている。弁護士職は、1971年に大審裁判所付代訴士職・商事裁判所付弁護士職と、1990年に法律助言士職と、2011年に控訴院付代訴士職とそれぞれ統合している。第二次統合後の1992年に公表されたものが現行デクレであるが、第一次統合前の弁護士については1969年、第一次統合後の弁護士については1972年にデクレが公表されていた。

69　Exposé des motifs, *op. cit.* (note 10), p. 3; Lamboley, *op. cit.* (note 14), nº 4参照。

70　建築士については、建築関連の他の専門職を実施する自然人との間でSCPを設立することが認められている（1977年12月28日のデクレ第77-1480号2条）。

71　Rapp., Lavigne, *op. cit.* (note 51), p. 5; Lamboley, *op. cit.* (note 14), nº 4参照。

（1972年12月23日の法律第72-1151号、1978年1月4日法律、1990年12月31日の法律第90-1258号〔SEL法律〕、2011年3月28日の法律第2011-331号）[72]。

(2) 法的性質

SCPは、規制自由業専門職の共同実施を目的とする民事会社である（SCP法律1条2項）。専門会計士・認可会計士についてはすでに有限会社や株式発行会社形態の実施型会社が許容されていたが、本質的に商事ではない自由業専門職の実施を目的とする会社について、「形態による商事（commerciale par forme）」会社（有限会社、株式発行会社）を認めるのは妥当でないと考えられたことによる[73]。

SCPは法人格を有し（同条1項）、社名も有する（同法律8条）。顧客の共同化の観点からは、社員が顧客を現物出資して、会社持分の割当てを受けることも可能である[74]。社員の職業活動の対価として支払われる報酬は会社の収入であり、そうして得られた利益は、社員間で分配される（同法律14条）。公署官・裁判所補助吏については、統合型SCPでは、会社が官職株の名義人となり報酬を受領する。非統合型SCPでは、各社員が官職株の名義人のままであるが、会社が報酬を受領する[75]。

(3) 特徴

各専門職デクレの規定（または定款）に特段の定めがなければ、SCP法

72　各改正内容につき、拙稿・前掲注（65）86頁以下参照。

73　Exposé des motifs, *op. cit.* (note 10), p. 3参照。白石・前掲注（65）法的性質24頁参照。

74　*Mémento Professions libérales, op. cit.* (note 65), nº 1414参照。

75　顧客の共同化を実施型会社の要素とする立場からは、非統合型SCPは手段型と実施型の中間的形態ということになる。Maury, *op. cit.* (note 13), nº 144参照。

律の規定が適用される。そして、同法律の規定に反しない限り、民法典1832条以下（会社の一般規定）および1845条以下（民事会社に関する規定）が適用される（SCP法律30条）。

現行法のもとでは、規制自由業専門職を実施する自然人のみがSCPの社員になることができる（同法律1条1項）。最低資本金制度は置かれていない。金銭出資および現物出資（あわせて資本出資）は会社資本を構成するが、会社資本は均一の持分に分割される（同法律9条1項）。労務出資は会社資本を構成しないが、労務出資者は労務出資持分の割当てを受ける（民法典1843-2条2項）。

会社の法人格は、権限を有する機関による承認（公署官・裁判所補助吏の場合、司法大臣による任命）または名簿登録の後（SCP法律1条3項）、商業会社登記簿への登記により（民法典1842条）付与される（SCP法律1条1項）。

会社の運営は社員である業務執行者が行う（同法律11条）。集団的決定（社員総会）において社員は、一人一議決権を有する（各専門職デクレまたは定款に特段の定めがある場合をのぞく。同法律13条2項）。利益の分配方法を資本出資に比例させる必要はない（分配方法は、各専門職デクレまたは定款の定めによる。同法律14条2項）。SCPは、このように労務出資者（特に資金力のない若手専門家）にとって有利な制度となっている[76]。

会社債務に関し、社員が無限にかつ連帯して責任を負うこととされていたが（無限連帯責任）、2011年改正により責任の連帯性が削除され、社員は自己の財産をもって、会社資本におけるその持分に比例して責任を負うこととされた（2011年改正後同法律15条１項、民法典1857条参照。無限共同責任）。一方、SCPでは社員を介して職業行為が行われるが（SCP法律2条3項参照）、当該社員は当該職業行為について個人として無限責任を

76　Terré, *op. cit.* (note 7), nº 140等を参照。

負う（同法律16条1項）。当該職業行為に基づく責任についてSCPは連帯して責任を負うが（同条2項）、この会社債務について他の社員は無限共同責任を負うことになる[77]。

会社持分を流通証券によって表章することはできない（同法律9条）。第三者に会社持分を移転または譲渡する際は、議決権の4分の3に相当する社員の同意が必要である（同法律19条1項）。社員は、会社持分の譲渡または会社から会社持分価額の償還を受けることにより、退社権を行使できる（同法律18条1項）。

協同会社型SCPの場合、二重の地位の原則（社員は、出資者かつ、会社の取引先ないし顧客である）、民主主義的な業務執行の原則（一人一議決権）、比例的払戻しの原則（取引または受けたサーヴィスに応じた利益分配）のもとに置かれる。同法律の規定は、1947年9月10日法律の規定に反しない限りにおいて適用される（SCP法律37条1項）[78]。

SCPは人的会社であり、会社利益は社員の段階で課税される。各社員は、自己に帰属する会社利益の部分について、個人として所得税に服する（一般租税法典8条の3）。現在では、法人税との選択も可能である（同法典206条第3パラグラフh号）[79]。

77　拙稿・前掲注（65）95頁参照。

78　ただし、解散時の残余財産の帰属に関し、特則が置かれている。残余財産は専門職デクレに定める条件にしたがい、社員間で分配することができる（SCP法律37条2項）。

79　*Mémento Professions libérales, op. cit.* (note 65), nos 1015 et suiv.参照。会社利益について原則として、人的会社では社員に対して所得税、資本会社では会社に対して法人税が課される。人的会社の場合、内部留保分も社員に対する課税対象となるうえ、法人税率ではなく所得税の累進税率が適用される。そのため、投資には不利になると考えられていた。そこでSCPにおいても、1996年（1996年4月12日の法律第96-314号）に法人税との選択が認められた。選択は撤回できない（一般租税法典239条第1パラグラフ1項2項）。

2　手段民事会社（SCM）

実務では、SCP法律制定前から手段型会社が用いられてきたが、当初の法律案では、手段型会社が立法化される予定はなかった。しかし、手段型会社は依然として有用であり、その法的有効性に疑義が生じないようにする必要があると考えられたため、SCP法律においてSCM制度も明文化された[80]。

(1) 概要

手段民事会社（SCM）は、「各構成員の活動の実施を容易にすること」を専らの目的として、「自由業専門職」を実施する自然人もしくは法人、または公署官・裁判所補助吏の間で設立される民事会社である（SCP法律36条1項）[81]。社員は専門職の実施に有益な手段を共同にするが、会社自体は専門職を実施しない（同条2項）。法文上、「手段」の内容は列挙されていないが、事務所、設備、秘書、会計サーヴィス・情報処理サーヴィスなどが挙げられる[82]。SCMは秘書などの職員を雇い、専門職の実施に必要な設備や不動産の購入、賃貸借または売却を行う[83]。社員は、運営費用を補

80　Rapp., Lavigne, *op. cit.* (note 51), pp. 11 et suiv.; Terré, *op. cit.* (note 7), nos 98 et suiv.参照。

81　制度創設当時の解説として、Terré, *op. cit.* (note 7), nos 96 et suiv.; Cheminade, *op. cit.* (note 15) ; P. Chardenon et J. De Mourzitch, Sociétés civiles de moyens constituées entre membres de professions libérales, *JCP* N 1971. I. 2406参照。近時の解説として、*J.-Cl.* Sociétés Formulaire, Fasc. S-80：Société civile de moyens. -Statuts(20 juill. 2005, mise à jour au 10 août 2011), par Jean De Mourzitch; *Mémento Professions libérales, op. cit.* (note 65), nos 1250 et suiv.; *Guide RF Professions libérales, op. cit.* (note 65), nos 2730 et suiv.参照。SCMに関する邦語文献には、白石・前掲注（65）法的性質がある。

82　Cozian, Viandier et Deboissy, *op. cit.* (note 65), no 1390参照。

83　Chardenon et De Mourzitch, *op. cit.* (note 81), no 10参照。実務では、さらに不動産民事会社（société civile immobilière）を設立し、取得した不動産

填するため、使用料を定期的に会社に支払う[84]。

同条1項は、「法令上のあらゆる別段の規定にかかわらず」SCMを設立できると定めるので、SCPに関する他の規定とは異なり、同条は同法律公表後直ちに適用される[85]。SCM制度は、1972年12月23日法律によって改正されたほか、1978年の民法典改正の影響を受けている。

(2) 法的性質

SCMは法人格を有する。SCMは民事会社であり（SCP法律36条1項）、判例法上、民事会社には法人格が認められてきたことによる[86]。1978年の民法典改正以降は、民事会社も商業会社登記簿への登記後に法人格を享有する（民法典1842条1項）。

SCMは手段の共同化を目的とするにすぎないので、会社自体は専門職を実施しない。社員が独立性を保持し個人として専門職を実施するのであり、会社は報酬を受領しない。会社が利益を実現するわけではないので、利益の分配がなされることはない[87]。社員はそれぞれ自己の顧客を保持したままであるので、顧客の共同化も行われない[88]。専門職を実施しないSCMは、職業機関による監督を受けず、懲戒の対象ともならない[89]。

SCP法律制定前は、利益分配を目的としない手段型会社は「会社」の成立要件を充たさないのではないかと考えられてきたが、同法律36条が置かれたことにより、法律上、手段型会社の有効性が認められたといえ

を社員に賃貸することも行われている。

84　Terré, *op. cit.* (note 7), nº 96参照。

85　Chardenon et De Mourzitch, *op. cit.* (note 81), nº 7等を参照。

86　Lyon-Caen, *op. cit.* (note 11), p. 76参照。

87　Terré, *op. cit.* (note 7), nº 111; Cheminade, *op. cit.* (note 15), nº 25参照。

88　Laurent et Vallée, *op. cit.* (note 9), nº 04.16; *Mémento Professions libérales, op. cit.* (note 65), nº 1250参照。

89　Cheminade, *op. cit.* (note 15), nº 25; De Mourzitch, *op. cit.* (note 81), 1º a) 1) 参照。

る[90]。しかも1978年の民法典改正により、会社の要件として、利益の分配だけではなく経済上の利得も会社の要件に含まれることが明文化されたため（1978年改正後同法典1382条1項）、手段型会社が「会社」であることにもはや争いはない。なお、SCP法律の審議過程では、制定前の実務のように、SCMにおいて報酬の共同化・分配を認めるべきかが議論された。SCPに対する規制の潜脱防止[91]およびSCP制度の促進のため、中間型のSCMは許容されないことになった[92]。

(3) 特徴

SCMには、SCPに関する規定（SCP法律１条ないし35条）は適用されない[93]。同法律36条以下、ならびに民法典1832条以下（会社の一般規定）および1845条以下（民事会社に関する規定）が適用される[94]。

SCMの社員は、自由業専門職を実施する自然人または法人でなければならない（SCP法律36条1項）。規制自由業専門職であるか、非規制自由

90　Lyon-Caen, *op. cit.* (note 11), p. 76; Maury, *op. cit.* (note 13), nº 80参照。

91　Terré, *op. cit.* (note 7), nº 111参照。

92　SCP法律制定にあたり、公署官・裁判所補助吏の職業機関から（特に代訴士、公証人）、SCP設立にあたり官職株を会社に出資してしまうと、退社後、専門職を実施できなくなってしまうのではないかという懸念が示された。そこで、社員が官職株の名義人のまま個別に活動するが、報酬の共同化・分配を可能にするため、手段民事会社において報酬の共同化・分配を認めるという案が出された（Rapp., Molle, *Sénat*, nº 217(1965-1966), pp. 5 et suiv., et p. 39）。その後の審議において、非統合型のSCP制度を置くことにより、公署官・裁判所補助吏の懸念に対処することとなったため、手段民事会社に関して原則に戻り、報酬の共同化・分配を認めないこととした（Rapp., Molle, *Sénat*, nº 13(1966-1967), pp. 2 et suiv.）。

93　Terré, *op. cit.* (note 7), nº 104; Cheminade, *op. cit.* (note 15), nº 30参照。

94　*Mémento Professions libérales, op. cit.* (note 65), nº 1251参照。SCMのモデル定款については、De Mourzitch, *op. cit.* (note 81)参照。

業専門職であるかを問わない[95]。個人として専門職を実施する自然人、または、SCPもしくはSELのような法人でもよい[96]。異業種間（非規制自由業専門職も含む）のSCMも可能である[97]。

金銭出資・現物出資は可能であるが、手段民事会社の目的の歪曲をもたらすと考えられているため、労務出資は認められない[98]。最低資本金制度は置かれておらず、会社資本は均一の額面額の会社持分に分割される[99]。会社の運営・集団的決定については、大幅な定款上の自由が認められる。定款に別段の定めがなければ、民法典1845条以下が適用される[100]。業務執行者と社員総会が置かれる。社員は、会社債務について無限共同責任を負う（同法典1857条）[101]。会社持分の譲渡は、原則として総社員の同意を要する（同法典1861条）。

SCMはまた、1947年9月10日法律に定める協同会社の地位を採用することもできる（SCP法律37条）。

95　Cheminade, *op. cit.* (note 15), nº 23参照。

96　De Mourzitch, *op. cit.* (note 81), 1º a) 2); *Mémento Professions libérales, op. cit.* (note 65), nº 1252参照。法人社員が認められたのは、1972年改正による。

97　Rapp., Molle, *Sénat*, nº 13, *op. cit.* (note 92), pp. 28 et suiv.参照。

98　De Mourzitch, *op. cit.* (note 81), 1º a) 3)参照。Cheminade, *op. cit.* (note 15), nº 46は反対。

99　De Mourzitch, *Ibid.*, 1º a) 4)参照。

100　De Mourzitch, *Ibid.*, 1º c); Laurent et Vallée, *op. cit.* (note 9), nº 04.18参照。

101　De Mourzitch, *Ibid.*, 1º a) 2); *Mémento Professions libérales, op. cit.* (note 65), nº 1256参照。1978年の民法典改正前は、SCMの社員は会社債務について等分で責任を負うものと解されていた（同年改正前同法典1857条）。Cheminade, *op. cit.* (note 15), nº 50参照。

3　経済利益団体（GIE）・ヨーロッパ経済利益団体（GEIE）

（1）概要

1967年9月23日のオルドナンス第67-821号によって、経済利益団体（groupement d'intérêt économique：GIE）制度が創設された[102]。経済利益団体の目的は、「構成員の経済活動を促進しまたは発展させ、この活動の結果を改善または増進させること」であって、団体それ自体は利益を実現しない（商法典L. 251-1条2項）。経済利益団体は企業間協調の手段として設けられた制度であり、会社でも非営利社団でもないと位置づけられている[103]。

早くから自由業専門家によっても用いられてきたため[104]、1989年の同オルドナンスの改正時に「法令上の身分規程に服しまたは資格名称の使用について保護を受ける自由業専門職」（規制自由業専門職）を実施する人が、経済利益団体を設立しまたはそれに加入することができることが明文化された（商法典L. 251-2条）。同年の改正により、ヨーロッパ経済利益団体（groupement européen d'intérêt économique：GEIE）制度も置かれてい

102　経済利益団体について、*J.-Cl.* Sociétés Traité, Fasc. 166-20：Groupement d'intérêt économique(GIE). -Constitution et membres(3 sept. 2012, mise à jour au 20 oct. 2014); Fasc. 166-30：Groupement d'intérêt économique(GIE). -Personnalité morale. Fonctionnement. Dissolution, liquidation, partage(15 nov. 2012, mise à jour au 14 oct. 2014), par Jean-Jacques Burst, actualisé par Hélèna Azarian; Cozian, Viandier et Deboissy, *op. cit.* (note 65), nos 1428 et suiv.等を参照。経済利益団体に関する邦語文献として、林＝前田・前掲注（5）57頁以下〔山口〕、森脇祥弘「フランス合弁企業法の現況―略式株式会社・経済利益団体の制度検討を中心に―比較合弁企業法研究―」高岡法科大学紀要20号（2009年）73頁以下参照。

103　Cozian, Viandier et Deboissy, *Ibid.*, no 1429参照。

104　Cheminade, *op. cit.* (note 15), nos 61 et suiv.; Lamboley, *op. cit.* (note 14), nos 34 et suiv.参照。司法大臣回答につき、Rép. min. no 33553：*JOAN* Q 29 janv. 1977, p. 489; *Rev. sociétés* 1977, p. 169参照。

る（同法典L. 252-1条以下）[105]。ヨーロッパ経済利益団体は、ヨーロッパ連合加盟国の少なくとも2国に属する構成員によって設立される。規制自由業専門職の構成員間で設立することも可能である。

(2) 法的性質

経済利益団体の活動は構成員の経済活動に関係するものでなければならず、その活動に照らし補助的性格を有するものでなければならない（商法典L. 251-1条3項）[106]。経済利益団体は商業会社登記簿への登録後、法人格を享有する（同法典L. 251-4条1項）。しかし、経済利益団体は構成員の専門職を直接実施することはできず、それ自体の顧客も有しない[107]。経済利益団体は「会社」ではないので、法人格を有する「手段型団体」である[108]。

(3) 特徴

規制自由業専門職を実施する自然人または法人が構成員となる。構成員は少なくとも2人以上必要であるが、上限はない（商法典L. 251-1条1項、L. 251-2条）。異業種間の経済利益団体も可能である[109]。経済利益団体は資本金なく設立することもできる（同法典L. 251-3条1項）。

組織は簡易かつ柔軟である[110]。経済利益団体では、1人以上の理事（自然人または法人）が選任される（同法典L. 251-11条1項）。構成員総会において各構成員は一議決権を有する（同法典L. 251-10条2項、団体契約に別

105　1989年7月13日の法律第89-377号による。

106　経済利益団体は、その目的にしたがい、民事性または商事性を有する（商法典L. 251-4条1項参照）。

107　Laurent et Vallée, *op. cit.* (note 9), nos 04.20 et suiv. 参照。

108　Burst, Fasc. 166-20, *op. cit.* (note 102), no 12参照。

109　Rapp., Marchand, *op. cit.* (note 6), p. 26は、執行吏、公証人、弁護士、法律助言士、専門会計士間の経済利益団体の実例を挙げている。

110　Cozian, Viandier et Deboissy, *op. cit.* (note 65), no 1429参照。

段の定めがある場合をのぞく）。一定の場合には会計監査役が置かれる（同法典L. 251-12条）。

構成員は自己の財産をもって経済利益団体の債務について責任を負うが、契約の相手方たる第三者との別段の合意がない限り連帯責任を負う（同法典L. 251-6条1項）。構成員の権利の譲渡には、定款の定めがない限り、他の構成員全員の同意が必要と解されている[111]。構成員は退社権も有する（同法典L. 251-9条2項）。

清算手続において債務を支払った後、残余財産は構成員間で平等に分配される（同法典L. 251-22条2項、団体契約に別段の定めがある場合をのぞく）。

4　普通法上の商事会社

一定の専門職に関しては、普通法上の商事会社形態での集団実施が認められてきた（表1〜3〔後掲〕参照）。専門会計士・認可会計士に関しては、1945年に合名会社、株式発行会社（株式会社、株式合資会社）および有限会社形態の実施型会社が明文をもって許容された（一6(3)参照）。商事専門職の中にも、普通法上の商事会社形態を用いることが認められているものがあった。（薬局）薬剤師[112]については薬局経営のために合名会社お

111　Cozian, Viandier et Deboissy, *Ibid.*, nº 1442参照。

112　合名会社は1941年9月11日の法律により、有限会社は1948年7月8日の法律第48-1087号により認められた（現公衆衛生法典L. 5125-17条）。転売するために薬を購入することから、薬剤師は商人であると伝統的に解されてきた。*Mémento Professions libérales, op. cit.* (note 65), nº 115参照。しかし後述するが、薬剤師SEL（自由業実施会社）に関するデクレも公表されており、薬剤師職は、商事専門職と自由業専門職の混合型であると説明されることもある。Maury, *op. cit.* (note 13), nos 666 et suiv.参照。また、公認仲買人は商事専門職かつ裁判所補助吏であったが、その業務は1988年1月22日の法律第88-70号により廃止された。

よび有限会社形態が許容されており、公認仲買人も出資者との間で会社を設立することができた（合資会社、株式会社）。なお、非規制自由業専門職は規制対象とされない以上、集団実施のためにあらゆる会社形態を用いることが可能であった[113]。

SCP法律の制定作業において、自由業専門職の実施を目的とする会社が商事会社形態（特に資本会社）をとるべきではないという議論も見られた（二1(2)参照）。しかし専門会計士・認可会計士に関しては、1968年の同制度の改正後も、実施型会社として株式会社および有限会社形態をとることができた[114]。1971年に規制自由業専門職に加えられた法律助言士も、これまで通り商事会社を設立することが認められた[115]。生物医学分析検査所責任者に関しては、1975年に検査所運営会社が株式会社および有限会社形態をとりうることが定められた[116]。1977年には建築士（有限会社、株式会社）、1984年には会計監査役、1985年には測量士（有限会社、株式会社）について、普通法上の商事会社形態の実施型会社が許容された[117]。

113　Exposé des motifs, *op. cit.* (note 10), p. 3参照。

114　ただし、1968年の改正では合名会社が民事会社に置き換えられた（1968年10月31日の法律第68-946号改正後1945年9月19日オルドナンス6条）。法文上、株式合資会社が除外されたのは1994年であるが（1994年8月8日法律改正後同オルドナンス7条）、無限責任社員に商人資格を認めた1966年7月24日法律以降は、解釈上、株式合資会社形態をとることが否定されている。Alain Viandier, La commercialité des sociétés d'expertise comptable, *RF compt.* 1979. 542, footnote(12)参照。

115　法律助言士会社について、1971年12月31日の法律第71-1130号62条は、一定の要件を充たせばSCP以外の法人形態をとりうることを定めていた。同年改正前の状況につき、河原ほか・前掲注（18）121頁以下参照。1990年12月31日の法律第90-1259号により法律助言士の資格が弁護士に統合されたため、同規定も削除された。

116　1975年7月11日の法律第75-626号改正後公衆衛生法典754条以下。しかし、2010年1月13日のオルドナンス第2010-49号は普通法上の商事会社形態を排除した（2010年改正後公衆衛生法典L. 6223-31条参照）。

117　建築士につき1977年1月3日の法律第77-2号12条・13条、会計監査役

これらの会社では、株式は記名式でなければならないこと、専門家が会社資本の多数を保有していなければならないこと、専門家が会社指揮者の地位を占めなければならないこと、社員の入社について専門家の多数決による承認を受けることなどが要求されている（要求される多数決は専門職ごとに異なる）。こうした制度をモデルにして、自由業実施会社では、会社内での専門家の独立性を保障するための仕組みが置かれることになった[118]。

三　1990年12月31日法律の制定以降

「法令上の身分規程に服しまたは資格名称の使用について保護を受ける自由業専門職の会社形態での実施に関する1990年12月31日の法律第90-1258号」（以下、「SEL法律」という）[119]は、自由業実施会社（société

につき1984年3月1日の法律第84-148号改正後1966年7月24日法律218条2項以下（現商法典L. 822-9条）、測量士につき1985年12月31日の法律第85-1408号改正後1946年5月7日の法律第46-942号6-1条・6-2条を参照。普通法上の商事会社形態をとる会計監査役会社につき、拙稿「監査法人における社員構成の多様化と職業の独立性の保護―フランスにおける会計監査役会社制度の検討を中心に―」早法85巻3号（2010年）47頁、特に59頁以下参照。

118　Rapp., Dejoie, *Sénat*, nº 65(1990-1991), p. 17等を参照。1990年当時、たとえば会計監査役会社では、会計監査役が資本の4分の3を保有し株主・社員の少なくとも4分の3を占めること、業務執行者・取締役会会長・執行役会会長・監査役会会長・執行役員の地位に就くこと、業務執行・管理・指揮・監査機関構成員の少なくとも4分の3を占めることが要求されていた（1984年改正後1966年7月24日法律218条2項）。専門会計士会社では、株式・会社持分の過半数を専門会計士が保有し、株主・社員のうち少なくとも3人が専門会計士であること、社長・執行役員・業務執行者は社員である専門会計士であることが要件とされていた（1968年改正後1945年9月19日オルドナンス7条）。

119　2001年のSEL法律改正によって自由業専門職財務参加会社（SPFPL）

d'exercice libéral：SEL）制度および自由業専門職匿名会社（société en participation des professions libérales: SEP）制度を創設した。

1　自由業実施会社（SEL）

(1) 概要

SELは、「法令上の身分規程に服しまたは資格名称の使用について保護を受ける自由業専門職」（規制自由業専門職）の実施を目的とする会社である（SEL法律1条1項）[120]。SEL法律の主たる目的は、自由業専門家が国際競争に対抗できるよう、専門職実施のための法的装備（arsenal juridique）を発展させることにある[121]。SCPでは、多様かつ補完的なサー

制度が創設された（四1参照）。それにともない、同法律の名称は、「法令上の身分規程に服しまたは資格名称の使用について保護を受ける自由業専門職の会社形態での実施、および自由業専門職財務参加会社に関する1990年12月31日の法律第90-1258号（Loi nº 90-1258 du 31 décembre 1990 relative à l'exercice sous forme de sociétés des professions libérales soumises à un statut législatif ou réglementaire ou dont le titre est protégé et aux sociétés de participations financières de professions libérales）」に変更されている。

120　SEL制度の近時の解説として、*Rép. sociétés Dalloz*, Sociétés d'exercice libéral, par Bernard Saintourens; Laurent et Vallée, *op. cit.* (note 9); *Mémento Professions libérales, op. cit.* (note 65), nos 1750 et suiv.; *J.-Cl.* Société Traité, Fasc. 192-10：Sociétés d'exercice libéral(SEL). -Régime général(3 déc. 2013, mise à jour au 10 janv. 2015), par Bastien Brignon; *J.-Cl.* Sociétés Formulaire, Fasc. S-105：Sociétés d'exercice libéral. -Commentaires(10 oct. 2007, mise à jour au 1er oct. 2015), par Anne Bougnoux; *Guides RF Professions libérales, op. cit.* (note 65), nos 5000 et suiv.; Cozian, Viandier et Deboissy, *op. cit.* (note 65), nos 1392 et suiv.等を参照した。SEL制度に関する邦語文献として、佐藤敏昭「フランス法に於ける自由職業のための会社制度について」弘前大学経済研究15号（1992年）69頁、同「自由職業の企業化の可能性とその法的課題―医師および弁護士を中心に―」鴻常夫先生古稀記念『現代企業立法の軌跡と課題』（商事法務研究会、1995年）311頁がある。

121　Projet de loi, *Ass. Nat.*, nº 1211, Exposé des motifs, pp. 2 et suiv.参照。

ヴィスを提供しうるような大規模組織の形成は可能でなかった[122]。他方で一定の専門職では、すでに商事会社形態での実施が認められていた。そこで、投資に有利な資本会社形態を採るSEL制度が創設された。

同法律制定当初は、有限会社型のSEL（société d'exercice à responsabilité limitée：SELARL）、株式会社型のSEL（société d'exercice libéral à forme anonyme：SELAFA）および株式合資会社型のSEL（société d'exercice libéral en commandite par actions：SELCA）の三種類の会社形態が立法化された[123]。1999年の同法律の改正によってSELを一人会社とすることも許容されたため、一人有限会社型のSEL（société d'exercice libéral à responsabilité limitée unipersonnelle：SELARLU）の設立も可能となった[124]。2001年の改正により、略式株式会社型のSEL

122　Rapp., Marchand, *op. cit.* (note 6), pp. 9 et suiv.は、当時のSCPの問題点として、独立性・職業倫理を保護するための厳格な制度、投資に不利な税制、異業種間のSCPに関するデクレの未公表を挙げている。SEL法律の制定経緯につき、白石・前掲注（65）法的性質24頁以下も参照。

123　合名会社および合資会社は、資本会社でないうえ、自由業専門職の活動と無限責任社員が商人資格を有することが両立しないとして、SELの形態から除外された。Rapp., Marchand, *Ibid.*, p. 24参照。商事会社のうち、合名会社・合資会社は人的会社であり、株式会社・株式合資会社・略式株式会社は資本会社である。有限会社は人的会社の特徴を残しつつも資本会社として位置づけられている。G. Ripert et R. Roblot, *Traité de droit des affaires, t. 2, Les sociétés commerciales*, par Michel Germain et Véronique Magnier, 21e éd., LGDJ, 2014, nos 1684 et suiv.参照。

124　制定当初のSEL法律1条2項には、SELは規制自由業専門職の「共同実施」を会社目的とする旨の定めがおかれていたので、一人有限会社型のSELを設立できるかが問題視されていた。1999年6月23日の法律第99-515号により当該条文が削除されたため、SEL法律と抵触せずに一人有限会社型SELを用いることができるようになった。一人有限会社型SELにつき、*J.-Cl.* Sociétés Formulaire, Fasc. S-116 : Société d'exercice libéral à responsabilité limitée unipersonnelle (SELARLU). -Commentaires (24 juill. 2015), par Anne Bougnoux参照。

（société d'exercice libéral par actions simplifiée : SELAS）がSELの種類に追加された。一人略式株式会社型のSEL（société d'exercice libéral par actions simplifiée unipersonnelle：SELASU）とすることも可能である（同法律2条1項参照）[125]。

コンセイユ・デタの議を経たデクレ（以下、「専門職デクレ」という）[126]は、必要な範囲内で（en tant que de besoin）、SELに関する規定の適用条件を決定する（表1〜3〔後掲〕参照）。各専門職デクレの決定に際し、公権力に対して当該専門職を代表する機関、および当該専門職の最も代表的な組織の意見が聴取される（同法律21条1項）。「必要な範囲内で」と定めるにすぎないので、SELに関する規定は、専門職デクレの公表にかかわらず、全ての規制自由業専門職に即時に適用される[127]。しかし実際には、専門職デクレにより承認または名簿登録手続（同法律3条参照）が定めら

125　2001年5月15日の法律第2001-420号による。*J.-Cl.* Sociétés Formulaire, Fasc. S-107 : Société d'exercice libéral par actions simplifiée unipersonnelle (SELASU). -Commantaires (21 juill. 2015), par Anne Bougnoux参照。

126　法律・司法専門職について、1992年に執行吏、動産公売官、1993年に公証人、商事裁判所書記、弁護士、裁判上の管理者、裁判上の企業清算受任者、保健衛生専門職について、1992年に生物医学分析検査所責任者・副責任者、助産師、歯科医師、医療補助職（看護師、マッサージ・運動療法士、足治療士、言語聴覚士、視能訓練士、栄養士、精神運動訓練士〔2009年8月25日のデクレ第2009-1036号により追加〕）、獣医師、薬局薬剤師、1994年に医師、技術専門職について1992年に測量士、建築士、会計監査役、農業・不動産鑑定士、森林鑑定士、専門会計士、1993年に弁理士に関するデクレが公表されている。会計監査役SELにつき、拙稿・前掲注（117）55頁以下参照。

127　Rapp., Dejoie, *op. cit.* (note 118), pp. 31 et suiv.参照。これに対してSCPの場合、SCP法律の適用は専門職デクレの公表を前提とするため、一定の専門職はデクレが公表されるまで何年も待たざるをえなかった。Rapp., Marchand, *op. cit.* (note 6), p. 17参照。SCPの専門職デクレの公表年につき、前掲注（68）参照。

れなければ、SELの設立は困難である[128]。

コンセイユ・デタの議を経たデクレに定めがある場合には、複数の自由業専門職の共同実施を目的するSELを設立することも可能であるが（同法律１条2項）、このデクレは公表されないままである[129]。

SEL制度は、各自由業専門職においてこれまで認められてきた実施方法（個人、SCP、普通法上の商事会社）を排除するものではない（同法律17条）。実施方法の新たな選択肢を専門家に提示するものといえる[130]。

SEL法律は、SELの種類を追加する際に改正されたほか（1999年6月23日の法律第99-515号、2001年5月15日の法律第2001-420号）、SELの社員構成およびSPFPLに関する規定を中心に数次にわたり改正されている（主要な改正として、2001年12月11日の法律第2001-1168号、2004年2月11日の法律第2004-130号、2005年8月2日の法律第2005-882号、2008年8月4日の法律第2008-776号、2015年8月6日法律）。2011年のSCP制度の改正にともなう改正もなされている（2011年3月28日法律、2012年3月22日の法律第2012-387号）。

(2) 法的性質

SELは規制自由業専門職の実施を目的とする会社である（SEL法律1条１項）。権限を有する機関の承認または名簿登録の後に、商業会社登記簿への登記により法人格を享有する（同法律3条、民法典1842条1項）。SELは、専門職を実施する資格を有する社員の一人を介して職業行為を行う（SEL法律1条3項）。社員は、会社の名で職務を遂行し、自己の職業行為において社名を示さなければならない[131]。社員は自己の職業行為につい

128　*Mémento Professions libérales, op. cit.* (note 65), nº 1750参照。
129　*Mémento Professions libérales, Ibid.*, nº 1756参照。
130　Exposé des motifs, *op. cit.* (note 121), pp. 2 et suiv.参照。
131　Bougnoux, *op. cit.* (note 120), nº 46参照。

て個人として無限責任を負い、会社は当該社員と連帯して責任を負う（同法律16条1項2項）。公署官・裁判所補助吏に関しては、SELが官職株の名義人となる統合型のみ認められている（同法律3条2項）。

SELは、「形態による商事（commerciale par forme）」かつ「目的による民事（civile par objet）」会社であり[132]、まさに混合型の（hybride）性格を有する。商事会社であることから、SELは商業会計の義務に服し（商法典L. 123-12条以下）、商事会社（資本会社）税制に服する。他方、当事者の一方がSELである裁判上の訴えおよびSELの社員間の争いに関しては、民事裁判所が専属管轄権限を有する（SEL法律15条、商法典L. 721-5条1項）[133]。商事会社形態がとられることにより自由業専門家が商人に変質するのではないかという懸念に対し、SEL法律の立法者は、普通法上の商事会社形態が許容される専門職でもそのようなことは見られず、SEL制度において独立性および職業倫理の遵守を害しないようにする多くの保障が置かれているため、株式会社や有限会社形態がとられたからといって自由業専

132　Rapp., Marchand, *op. cit.* (note 6), p. 25参照。

133　商事会社形態であることから、このほか、争訟の場合にあらゆる手段によってSELに対し証明をなすことができる（商法典L. 110-3条）。Saintourens, *op. cit.* (note 120), nos 13 et suiv.; Bougnoux, *op. cit.* (note 120), nos 10 et suiv.参照。民事会社と商事会社を区別することの意義として、伝統的には、商事裁判所の管轄の有無、証拠方法、倒産法の適用の有無、仲裁条項の可否、商業会計の適用の有無が挙げられてきた。しかし、商人破産主義の伝統のあるフランスでも、現在は「私法上の法人」であれば集団手続（procédures collectives）の対象となる（たとえば同法典L. 620-2条1項参照）。民事行為・混合行為における社員間の争いに関する仲裁条項は無効と解されてきたが、「職業活動を理由として締結された契約」に仲裁条項を置くことも有効とされている（民法典2061条、商法典L. 721-5条2項）。したがって現行法のもとでは、民事会社と商事会社を区別することの実益はあまりなくなっている。例えば、Cozian, Viandier et Deboissy, *op. cit.* (note 65), nos 244 et suiv.参照。

門家が変容することにはならないと説明している[134]。

(3) 社員構成

SEL法律では、専門家の独立性を保護するために、社員構成について特色のある規定を置いている。

①社内実施専門家による過半数保有の原則

SELでは、原則として、規制自由業専門職を「会社内で実施する（en exercice）専門家」（以下、「社内実施専門家」という）が、直接または間接的に（従業員企業買収会社[135]またはSPFPLを介して）、「会社資本かつ議決権」の過半数を保有することが要求されている（SEL法律5条第ⅠパラグラフA項）。社内実施専門家の独立性を保護するためである[136]。

少数派社員（株主）となることができるのは、まず、会社目的をなす専門職を実施する自然人または法人である（同パラグラフB項1号）。個人として、あるいは他の会社ないし団体（SCP、他のSEL、提携体、経済利益団体など）内で当該専門職を実施する自然人、または、実施型の法人

134　Rapp., Dejoie, *op. cit.* (note 118), p. 24参照。

135　従業員企業買収会社とは、一般租税法典220条の4Aに定める条件にしたがい設立された会社である。1984年7月9日の法律第84-578号は英米のLMBO（レバレッジ・マネジメント・バイアウト）の手法をフランスに導入するため、この持株会社（holdings）の制度を導入した。経営幹部・従業員は（投資専門会社とともに）持株会社を設立するが、これには税制上の優遇措置がある。黒川保美「フランスにおけるR. E. S.（労働者による企業買収）の会計的側面」専修商学論集50号（1990年）135頁、玉村博己「フランス持株会社の特徴―関連文献の検討を中心に―」経営研究55巻2号（2004年）44頁、49頁以下参照。また、SPFPL（四1参照）による資本・議決権の過半数保有が認められたのは、2008年8月4日法律以降である。同法律による改正につき、森脇祥弘「フランス経済現代化法と会社法」高岡20巻1・2号（2009年）71頁以下参照。

136　Exposé des motifs, *op. cit.* (note 121), p. 4参照。

（SCP、SELなど）を指す（以下、「社外実施専門家」という）[137]。少数派社員の他の類型としては、社内実施専門家であったが職業活動をやめた自然人につき10年間（同項2号）、同項1号および2号に定める自然人の死亡後5年間につきその承継人（同項3号）、従業員企業買収会社（買収会社の構成員がSELの社内実施専門家である場合）またはSPFPL（同項4号）、会社目的をなす専門職と同分野の専門職のうちいずれか一つを実施する人（同項5号）、会社目的をなす専門職を実施するヨーロッパの専門家（同項6号）[138]が挙げられている。

同項4号に定めるSPFPL（自由業専門職財務参加会社）は、SEL等の持分または株式を保有することを目的とする会社であるが、後述する（四1参照）。同項5号では、規制自由業専門職が、法律・司法専門職、保健衛生専門職、その他の専門職（技術専門職）の3つの分野に分類されている。同分野に属する専門職のうちいずれか一つを実施する自然人または法人が同号の類型に入る[139]。

137　Saintourens, *op. cit.* (note 120), nos 26 et 28参照。

138　2015年改正により、他のEU加盟国もしくはヨーロッパ経済圏合意国またはスイス連邦において適法に開業し、これらの国の一つにおいて、法令に服しまたは国内のもしくは国際的な公認専門資格を前提とする活動であって、その実施が会社目的をなす活動を実施するあらゆる自然人または法人（法人の場合、直接または他の法人を介して間接的に、SEL法律に定める資本および議決権保有の要請を充たす必要がある）も、SELの資本または議決権の残りの部分を保有できることになった（SEL法律5条第ⅠパラグラフB項6号）。以下、「ヨーロッパの専門家」という。

139　Rapp., Marchand, *op. cit.* (note 6), p. 30参照。各分野に属する専門職については、前掲注（6）に掲げる、各省間自由業専門職委員会のリストが参考になる。しかし、会計監査役は、法律・司法専門職ではなく、専門会計士と同様に技術専門職に含まれると解されている。（Cass. 1re civ., 15 janv. 2015, no 13-13.565）。法律・司法専門職に関する邦語文献として、山本和彦『フランスの司法』（有斐閣、1995年）318頁以下、343頁以下、戸谷雅美「フランスの弁護士と周辺資格の関係」司法改革18号（2001年）47頁、折田啓「フランスにおける弁護士による法律業務独占」自正57巻8号（2006年）78

②非専門家による出資の許容

さらにSELでは、法律・司法専門職をのぞき（SEL法律6条第Ⅴパラグラフ）、同法律5条に定める以外の人（以下、「非専門家」という）が出資することも許容されている（同法律6条第Ⅲパラグラフ）。高額な設備を購入せざるをえない医師など、より巨額の自己資本を必要とする専門職もあるからである[140]。ただし、職業上の独立性および職業倫理規範の遵守の観点から、法律・司法専門職は除外されている[141]。

有限会社型、株式会社型および略式株式会社型のSELでは、専門職デクレにより、2分の1を下回る割合で、非専門家が資本または議決権を保有できることを定めることができる。ただし、保健衛生専門職の実施を目的とするSELでは資本の4分の1を超えることができない（同パラグラフ1号）[142]。したがって、非専門家の出資割合の上限は、技術専門職に関して資本または議決権の2分の1未満、保健衛生専門職に関して資本の4分の1まで、法律・司法専門職に関して0となる。株式合資会社型SELでは、法律・司法専門職をのぞき、定款の定めにより4分の1超2分の1未満の範

頁を参照。保健衛生専門職は、公衆衛生法典上（L. 4111-1条以下）、医療職（医師、歯科医師、助産師）・薬剤師職・医療補助職（看護師、マッサージ・運動療法士などのコメディカル）に分類される。山口斉昭「フランスにおける医療関係職の職業行為について」医事法19号（2004年）102頁、松田晋哉「フランスの自由開業医療職について」社会保険旬報2470号（2011年）14頁参照。

140　Exposé des motifs, *op. cit.* (note 121), p. 4; Rapp., Dejoie, *op. cit.* (note 118), p. 45参照。

141　Rapp., Dejoie, *Ibid.*, pp. 24 et 45参照。

142　SEL法律制定当初は、法律・司法専門職をのぞき、有限会社型および株式会社型のSELにおける非専門家の出資割合の上限は、資本の4分の1までとされていた（2001年5月15日法律による改正後は、略式株式会社型も含む）。2008年改正によって、技術専門職のみ上限が引き上げられ、資本の2分の1未満とされた。2015年改正では、技術専門職について資本または議決権の2分の1未満とされた。

囲で、非専門家が資本を保有できる（同パラグラフ2号）[143]。

③社外実施専門家等による過半数保有の例外

社内実施専門家が資本および議決権の過半数を保有するのが原則であるが、2001年改正（2001年12月11日法律）は、社外実施専門家またはSPFPLが、SELの資本の過半数を保有できるとする例外を置いた（2001年改正後SEL法律5-1条、2015年改正により同条削除）。2015年改正はさらに保健衛生専門職をのぞいてその例外を拡大し[144]、社外実施専門家、ヨーロッパの専門家またはSPFPLが、SELの資本かつ議決権の過半数を保有できるものとした（同法律6条第Ⅰパラグラフ1号2号）。これにより、同一の自然人が複数の会社の資本および議決権の過半数を保有すること、フランスまたはヨーロッパの他の加盟国で設立された会社がSELの資本および議決権の過半数を保有することにより従たる事業所としてフランス

143　株式合資会社型SELでは、原則として無限責任社員は社内実施専門家でなければならない。非専門家が出資した場合には有限責任社員（株主）となるが、有限責任社員は業務執行に関与できない。外部資本が専門家の独立性を害するおそれは低いので、非専門家による出資に対する制限が緩和されている。Rapp., Marchand, *op. cit.* (note 6), p. 33参照。

144　保健衛生専門職は、SEL制度の2015年改正の対象から除外されている。Projet de loi, *Ass. Nat.*, nº 2447, Exposé des motifs, p. 18参照。保健衛生専門職に関しては、同年改正前と同様に社外実施専門家またはSPFPLによる資本の過半数保有の例外のみが認められる（SEL法律6条第Ⅰパラグラフ2号）。専門職デクレにより同号の適用を排除することもでき（同条第Ⅳパラグラフ1号）、医学生物学者・薬局薬剤師に関しては適用除外規定が置かれている（公衆衛生法典L. 6223-8条、R. 5125-18-1条）。これに対して、法律・司法専門職に関しては、専門職デクレによって、社外実施専門家等を含む法専門家による資本・議決権の過半数保有の例外規定（SEL法律6条第Ⅰパラグラフ3号）の適用を排除することはできない（同条第Ⅳパラグラフ1号参照）。このように、専門職の分野間の取扱いの相違が強まっている。Bastien Brignon, Les sociétés des professions libérales(articles 67 et 68), *JCP* E 2015, 1408, nº 4参照。

国内にSELを設立することも可能になった[145]。

④法律・司法専門職SELの例外

法律・司法専門職の実施を目的とするSEL（以下、「法律・司法専門職SEL」という）については、2015年改正により、法律・司法専門職のうちいずれか一つを実施する人（ヨーロッパの専門家を含む。以下、あわせて「法専門家」ということがある）であれば、当該SELの資本および議決権の過半数を保有することができることとされた（たとえば、公証人が弁護士SELの議決権の過半数を保有する場合）。ただし、社員の中に少なくとも1人、会社目的をなす専門職を実施する人を含める必要がある（SEL法律6条第Ⅰパラグラフ3号）。

(4) 各会社の特徴

SELには、各専門職デクレの規定（または定款）に特段の定めがなければ、SEL法律の規定が適用される。そして、同法律によって明確に除外されていない限り、商法典第2編の規定が適用される。同法律は、人的要素の考慮を強化し、原則として社内実施専門家の独立性を保護するため、各種の規定を置いている[146]。

①有限会社型SEL

社員は1人以上100人までである（商法典L. 223-1条1項、L. 223-3条）。社員1人の場合は一人有限会社型SELとなる。2003年には最低資本金が撤廃されている（2003年改正後同法典L. 223-2条）[147]。金銭出資および現物

145　Rapp., Ferrand, t. I, *Ass. Nat.*, nº 2498, pp. 647 et suiv.参照。

146　Exposé des motifs, *op. cit.* (note 121), pp. 3 et suiv.参照。

147　普通法上の有限会社では従来7500ユーロの最低資本額が定められていたが、2003年8月1日の法律第2003-721号により、資本額は定款で自由に定めることができるものと改正された（2003年改正後商法典L. 223-2条）。ま

出資のほか、2001年の改正により労務出資も可能となった（2001年改正後同法典L. 223-7条2項）。会社資本は均一の会社持分に分割される（同法典L. 223-2条）。労務出資にも会社持分が割り当てられる（同法典L. 223-7条2項）。

社員は、出資を限度として損失を負担するにすぎない（有限責任、同法典L. 223-1条1項）。しかし、自己が行った職業行為については、自己の全財産をもって責任を負う（SEL法律16条1項）。会社も連帯責任を負うが（同条2項）、他の社員はこの会社債務について有限責任を負うにすぎない[148]。

業務執行者は「会社内で専門職を実施する社員」でなければならない（同法律12条1項）[149]。社員総会では、社員は、その有する会社持分の数に応じて議決権を有する（商法典L. 223-28条1項）。労務出資者も総会参与権を有する。一定基準を超える会社では会計監査役の選任が義務づけられる（同法典L. 223-35条、R. 223-27条）。

社員間の会社持分の譲渡は定款に別段の定めがある場合をのぞき自由であるが（同法典L. 223-16条）、第三者に対する持分の譲渡には「会社内で専門職を実施する持分保有者」の4分の3の多数の同意が必要である（SEL法律10条3項）。

なお、2015年改正により、社外実施専門家等による過半数保有の場合（同法律6条第Ⅰパラグラフ1号）および法律・司法専門職SELの場合（同パラグラフ3号）について、同法律10条（持分譲渡の承認要件）および

た、有限会社において労務出資が許容されたのは、2001年5月15日法律による（2001年改正後同法典L. 223-7条2項）。

148　一人有限会社型SELの場合、単独社員は会社債務について有限責任を享受するが、自己の職業行為については個人として無限責任を負う。Bougnoux, *op. cit.* (note 120), nº 89参照。

149　一人有限会社型SELの場合、当然に単独社員が業務執行者となる。Bougnoux, *Ibid.*, nº 90参照。

12条（業務執行機関の構成）の適用が除外されている[150]。

②株式会社型SEL

設立時の最低株主数は3人である（SEL法律4条）[151]。最低資本金は37000ユーロであり（商法典L. 224-2条1項）、金銭出資および現物出資のみが可能である（同法典L. 225-3条4項参照）。会社資本は株式に分割される。株主は会社債務について有限責任を負うにすぎない（同法典L. 225-1条1項）。しかし、株主は自己の職業行為については無限責任を負い（SEL法律16条1項）、会社も連帯責任を負う（同条2項）。

一層制の株式会社型SELの場合、取締役会会長・執行役員・担当執行役員と、取締役会構成員の3分の2、二層制の株式会社型SELの場合、執行役会構成員・監査役会会長と、監査役会構成員の3分の2は「会社内で専門職を実施する社員」でなければならない（同法律12条1項）[152]。株主総

150　社外実施専門家等が資本・議決権の過半数を保有する場合（SEL法律6条第Ⅰパラグラフ1号）および法律・司法専門職SELにおいて法専門家が資本・議決権の過半数を保有する場合（同パラグラフ3号）には、第三者に対する持分譲渡の承認を社内実施専門家の多数にかからしめる同法律10条3項、業務執行者を社内実施専門家かつ社員に限定する同法律12条1項は適用されない（同法律10条6項、12条4項5項）。これらの場合には、社内実施専門家優位の原則が排除されている。Henri Hovasse, La réforme des sociétés d'exercice des professions juridiques et judiciaires, *Bull. Joly Sociétés* 2015, p. 535, spéc., p. 539参照。

151　普通法上の株式会社の最低株主数は、伝統的に7人であった。2015年9月10日のオルドナンス第2015-1127号により、規制市場において証券が取引されている会社（7人のまま）をのぞき、社員2人以上から株式会社を設立できることとなった（2015年改正後商法典L. 225-1条2項）。

152　Bougnoux, *op. cit.* (note 120), nº 76参照。一層制の株式会社は取締役会によって管理され（商法典L. 225-17条1項）、取締役会会長または会長とは別の執行役員が、会社の業務全般の指揮を行う（同法典L. 225-51-1条1項）。会長または執行役員の補佐のため、担当執行役員を選任することもできる（同法典L. 225-53条1項）。二層制の株式会社は執行役会により指揮され（同

会では、一株一議決権が原則である。二重議決権株式は社内実施専門家のみに割り当てるなどの特則が置かれている（同法律8条2項ないし4項）[153]。株式会社型SELでは、会計監査役の選任が義務づけられる（商法典L. 225-218条）。

株式は記名式でなければならず（SEL法律8条1項）、株式の譲渡は、定款で定める条件に従い、「会社内で専門職を実施する株主」の3分の2、または、「会社内で専門職を実施する取締役会もしくは監査役会構成員」の3分の2による事前の承認に服する（同法律10条4項）。

なお、2015年改正を受けて、社外実施専門家等による過半数保有の場合（同法律6条第Ⅰパラグラフ）および法律・司法専門職SELの場合（同パラグラフ3号）について、同法律8条（種類株式）、10条（株式譲渡の承認要件）および12条（業務執行機関の構成）に特則が置かれている[154]。

③株式合資会社型SEL

無限責任社員は1人以上、有限責任社員は3人以上必要である（商法典L. 226-1条1項）。無限責任社員は「会社内で適法に専門職を実施する自然

法典L. 225-58条）、監査役会による業務執行の監査を受ける（同法典L. 225-68条）。鳥山恭一「コーポレート・ガヴァナンスとフランス会社法（上）」監査459号（2002年）18頁以下参照。

153　このほか、種類株式（商法典L. 228-11条）は、資本および議決権の分配規範の適用およびSEL法律12条（業務執行機関の構成）の規定を妨げるものであってはならないといった規定が置かれている（同法律9条2項）。

154　その場合、二重議決権株式を社内実施専門家に割り当てなければならないとするSEL法律8条2項ないし4項、株式の譲渡には社内実施専門家の多数による承認を必要とする同法律10条4項、会社指揮機関、および合議機関の3分の2が社内実施専門家かつ社員でなければならないとする同法律12条1項は適用されない（同法律8条6項、10条6項、12条4項5項）。同法律6条第Ⅰパラグラフ3号に定める場合（法律・司法専門職SEL）にはさらに、取締役会または監査役会に、会社目的をなす専門職のメンバーであって社内で実施する人を少なくとも1人入れる必要がある（同法律12条5項）。

人」（社内実施専門家）でなければならず（SEL法律13条１項）、商人資格を有しないものとされている（同条2項）。最低資本金は37000ユーロであり（商法典L. 224-2条1項）、会社資本は株式に分割される（同法典L. 226-1条1項）。無限責任社員が金銭出資および現物出資をした場合には、その出資に対し株式が割り当てられる（その限りにおいて株主となる）。労務出資も可能であるが、労務出資には株式は割り当てられない[155]。有限責任社員は、金銭出資および現物出資のみ可能であり、株主となる。無限責任社員は、会社債務につき無限連帯責任を負う。有限責任社員は、会社債務につき有限責任を負うにすぎない（同項）。無限責任社員であれ有限責任社員であれ、社員は自己の職業行為については無限責任を負い（SEL法律16条１項）、会社も連帯責任を負う（同条2項）。

株式合資会社型SELでは業務執行者（商法典L. 226-2条）、監査役会（同法典L. 226-4条）および会計監査役（同法典L. 226-6条）が置かれる。業務執行者は、「会社内で専門職を実施する社員」のうち（SEL法律12条１項）、無限責任社員の中から選ばれる（同法律13条3項参照）[156]。監査役会は有限責任社員3人以上から構成されるが（商法典L. 226-4条）、監査役会の3分の2は、「会社内で専門職を実施する社員」でなければならない（SEL法律12条1項）[157]。株主は株主総会を構成するが、決定事項によっては無限責任社員の多数による承認が要求される場合もある。

株式は記名式である（同法律8条1項）。新たな株主の承認は、無限責任社員の3分の2をもって行われる（同法律10条4項）。株式の譲渡にも、無限責任社員の3分の2による事前の承認が必要である（同法律13条4項）。

155　Ripert et Roblot, *op. cit.* (note 123) , nº 2646参照。

156　Laurent et Vallée, *op. cit.* (note 9), nº 63.12参照。普通法によれば、業務執行者は無限責任社員または社員以外の者から選任される。有限責任社員は業務執行者となることはできない（商法典L. 222-6条、L. 226-2条3項）。Rapp., Marchand, *op. cit.* (note 6), p. 42; Ripert et Roblot, *Ibid.*, nº 2651参照。

157　Laurent et Vallée, *Ibid.*, nº 63.16参照。

これとは別に無限責任社員の地位の取得には、会社設立時には無限責任社員の全員一致、会社活動中は無限責任社員の全員一致かつ株主[158]の3分の2による承認が必要である（同条5項）。

なお、2015年改正を受けて、社外実施専門家等による過半数保有の場合（同法律6条第Ⅰパラグラフ1号）および法律・司法専門職SELの場合（同パラグラフ3号）について、同法律8条、10条、12条および13条に特則が置かれている[159]。

④略式株式会社型SEL

社員数は1人以上である（商法典L. 227-1条1項）。社員1人の場合、一人略式株式会社型SELとなる。2008年に最低資本金が撤廃されたほか（同条3項）[160]、労務出資も可能とされた（同条4項）。労務出資に対しては労務出資株式（譲渡不能）を発行できる。株主は有限責任を負うにすぎないが（同条1項）、自己の職業行為については無限責任を負い（SEL法律16条1

158　この「株主」には、株主である無限責任社員も含まれる。Rapp., Marchand, *op. cit.* (note 6), p. 33参照。

159　その場合、二重議決権株式を社内実施専門家に割り当てなければならないとするSEL法律8条2項ないし4項、新たな株主の承認は無限責任社員の3分の2をもって行うとする同法律10条4項、業務執行者、および監査役会の3分の2が社内実施専門家かつ社員でなければならないとする同法律12条1項、無限責任社員は社内実施専門家でなければならないとする同法律13条1項は適用されない（同法律8条6項、10条6項、12条4項5項、13条7項8項）。同法律6条第Ⅰパラグラフ3号に定める場合（法律・司法専門職SEL）にはさらに、無限責任社員の少なくとも1人が社内実施専門家であり（同法律13条8項）、監査役会には、会社目的をなす専門職のメンバーであって社内で実施する人を少なくとも1人含む必要がある（同法律12条5項）。

160　株式制の会社では35000ユーロの最低資本額が定められているが（商法典L. 224-2条1項）、2008年8月4日法律により、略式株式会社についてその適用を除外する規定が置かれた（2008年改正後同法典L. 227-1条3項）。略式株式会社制度の同年改正につき、森脇・前掲注（102）68頁以下参照。

項）、会社も連帯責任を負う（同条2項）。

業務執行の組織は契約自由に委ねられているが（商法典L. 227-5条）[161]、社長を置く必要がある（同法典L. 227-6条１項）。会社代表権を有する者としてこのほか、定款の定めをもって執行役員および担当執行役員を置くこともできる（同条3項）。社長および指揮者[162]は、「会社内で専門職を実施する社員」でなければならない（SEL法律12条1項）。一定の重要な事項は株主の集団的決定によるが（商法典L. 227-9条）、議決権は当然に資本の割合に比例する必要はない（同法典L. 227-1条3項、L. 225-122条）。一人一議決権または複数議決権株式とすることも可能である[163]。一定の場合に会計監査役の選任が義務づけられる（同法典L. 227-9-1条、R. 227-1条）。

株式は記名式である（SEL法律8条1項）。新たな社員の承認は、「会社内で活動を行う社員」の3分の2をもって行われる（同法律10条5項）。

なお、2015年改正により、社外実施専門家等による過半数保有の場合（同法律6条第Ⅰパラグラフ1号）および法律・司法専門職SELの場合（同パラグラフ3号）について、同法律8条、10条および12条の適用が除外されている[164]。

161　Laurent et Vallée, *op. cit.* (note 9), nos 64.11 et suiv. 参照。略式株式会社の業務執行組織・会社運営の柔軟性について、小西みも恵「フランス簡易株式組織会社における社員の共同決定」佐賀38巻6号（2006年）61頁参照。

162　ここでいう「指揮者」は、執行役員および担当執行役員を指すものと解されている（商法典L. 227-6条3項）。Bougnoux, *op. cit.* (note 120), no 50参照。

163　Bougnoux, *Ibid.*, no 85参照。

164　その場合、二重議決権株式を社内実施専門家に割り当てなければならないとするSEL法律8条2項ないし4項、新たな社員の承認につき社内実施専門家の多数を要する同法律10条5項、社長および指揮者が社内実施専門家であることを要する同法律12条１項は適用されない（同法律8条6項、10条6項、12条4項5項）。

⑤税制

SELは、株式会社、略式株式会社、有限会社または株式合資会社形態であることを理由として、法人税制に服する（一般租税法典206条第1パラグラフ）。会社利益は、その後の帰属にかかわらず法人税の課税対象となる。社員に利益分配がされた場合には、その部分について社員個人に所得税（法人社員であり法人税が課される場合には法人税）が課される[165]。

2　自由業専門職匿名会社（SEP）

(1) 概要

自由業専門職匿名会社（société en participation des professions libérales：SEP）は、専門職の共同実施方法を限定的に定める法令規定にかかわらず、「法令上の身分規程に服しまたは資格名称の使用について保護を受ける自由業専門職」（規制自由業専門職）を実施する自然人の間で設立される（SEL法律22条1項）[166]。英米のパートナーシップのフランス版として[167]、同法律の審議途中に追加された法的形態である。

SEPは、民法典に定める匿名会社（民法典1871条以下）のうち、第三

165　*Mémento Professions libérales, op. cit.* (note 65), nº 1130参照。ただし、株式会社型・略式株式会社型・有限会社型SELでは、小規模企業としての一定の要件を充たせば、設立から5年以内に、5年の期間内で人的会社の税制を選択することができる（一般租税法典239条の2AB）。

166　Monique Joly, L'exercice en groupe sous forme de société en participation, *Le concours médical* 1991, p. 2841; Jean-Yves Mazan et Rémy Samson, La société en participation des professions libérales(S.P.P.L), *Defrénois* 2009, act. 38905; *J.-Cl.* Sociétés Traités, Fasc. 192-20：Sociétés en participation de professions libérales(26 mai 2014), par Anne Bougnoux; *Mémento Professions libérales, op. cit.* (note 65), nos 1050 et suiv.; *Guide RF Professions libérales, op. cit.* (note 65), nos 5300 et suiv.参照。

167　Rapp., Dejoie, *op. cit.* (note 118), p. 26; Rapp., Pezet, *Ass. Nat.*, nº 1796, pp. 5 et suiv., et p. 23参照。

者に対して社員の存在を明らかにする「公開型（ostensible）」匿名会社にあたる[168]。社名を有し（SEL法律22条3項）、デクレ（表1〜3〔後掲〕参照）に定める条件に従い公示に服するからである（同条5項）[169]。制度上は異業種間のSEPも定められているが（同条2項）、これに関するデクレは公表されていない[170]。SEP制度は2011年3月28日法律により改正されている。

(2) 法的性質

SEPは普通法上の匿名会社と同様、設立登記の対象とならず、その結果として法人格を有しない（民法典1871条1項）。SEPは実施型会社ではないと説明される[171]。SEP自体ではなく、その社員が専門職を実施するのであり、SEPは顧客との契約関係を有しない。もっとも、「会社」である以上、社員は利益分配請求権を有する（同条2項）。

(3) 特徴

SEPには、SEL法律22条および23条、ならびに、これに反しない民法典1871条ないし1872-1条の規定が適用される（SEL法律22条1項）。

SEPは、2人以上の規制自由業専門職を実施する自然人の間でのみ設立

168　Rapp., Pezet, *Ibid.*, p. 24; Mazan et Samson, *op. cit.* (note 166), p. 485; Bougnoux, *op. cit.* (note 166), nº 2参照。

169　法律・司法専門職について1992年に執行吏、動産公売官、1993年に公証人、商事裁判所書記、弁護士、裁判上の管理者、裁判上の企業清算受任者、保健衛生専門職について1992年に医師、歯科医師、医療補助職（看護師、マッサージ・運動療法士、足治療士、言語聴覚士、視能訓練士、栄養士）、助産師、1993年に生物医学分析検査所責任者・副責任者、技術専門職について1992年に会計監査役、1993年に弁理士、1995年に測量士、建築士に関するデクレが公表されている。

170　Bougnoux, *op. cit.* (note 166), nº 7; *Mémento Professions Libérales, op. cit.* (note 65), nº 1051参照。

171　Rapp., Pezet, *op. cit.* (note 167), p. 24; Mazan et Samson, *op. cit.* (note 166), p. 486; Bougnoux, *op. cit.* (note 166), nº 2参照。

される（同項）。SEPは法人格を有しないので会社財産を有しない。会社である以上、出資は必要であるが、労務出資、または現物出資（用益権のみ）がなされることが多い。出資財産は第三者との関係では社員の個人所有となるか不分割となる（民法典1872条参照）[172]。公署官・裁判所補助吏のSEPに関するデクレは、SEPが官職株の名義人とならないことを定める（たとえば公証人につき、1993年１月13日のデクレ第93-78号3条参照）。

SEPの運営および社員間の関係に関しては、普通法上の匿名会社と同様、大幅な契約自由が認められている（民法典1871条2項、1871-1条）。定款に定めがなければ、民事会社に関する規定（同法典1845条ないし1870-1条）が適用される（同法典1871-1条）。定款に別段の定めがある場合をのぞき、全社員が業務執行者となる。全社員は集団的決定への参与権を有するが（同法典1871条2項、1844条1項）、総会を置くか否かは定款の定めによる[173]。利益分配の方法は社員間で自由に決定できる（獅子条項となる場合をのぞく、同法典1871条2項、1844-1条2項）。

SEPの社員は、社員の各人が社員の資格で引き受けた約務について、第三者に対して無限に責任を負う（SEL法律23条1項）[174]。社員の権利は譲渡可能であるが、新たな社員の承認は合意に別段の定めがある場合をのぞき、利害関係を有しない社員の全員一致による（同条2項）。社員が退社する場合、出資の払戻しに加え、合意をもって補償給付の支払いを定めることができる（同条3項）。

SEPに生じた利益に関しては、普通法上の匿名会社と同様、SEPの社員に対して所得税が課される（同条4項、一般租税法典8条2項2号）。ただ

172　Mazan et Samson, *Ibid.*, p. 483; Bougnoux, *Ibid.*, nº 10参照。

173　Bougnoux, *Ibid.*, nº 23参照。

174　自由業専門職の活動の発展の障害になるとして、2011年改正により社員の連帯責任が廃止された。Bougnoux, *Ibid.*, nº 21参照。

し、SEPが法人税を選択することも可能である（同法典206条第3パラグラフd号、239条）。

四　専門職会社法制の近時の動向

特に近年では、専門職会社法制の改正が頻繁に行われている。2001年12月11日法律によってSPFPL制度が創設された。2011年3月28日法律では、SCP、SEL、SEPおよびSPFPL制度についてそれぞれ重要な改正がなされた。2012年3月22日法律は、自由業専門職の定義を明確化しSEL制度も改正した[175]。直近では2015年8月6日法律によって、SELおよびSPFPL制度の緩和、法専門家・会計専門家間の実施型会社の制度化、法律・司法専門職の実施形態の自由化が図られた。

1　自由業専門職財務参加会社（SPFPL）制度の創設

1994年の専門会計士制度の改正により、専門会計士会社の持分または株式を保有することを会社目的とする「専門会計士参加会社（société de participations d'expertise comptable：SPEC）」制度が置かれた（1994年8月8日法律改正後1945年9月19日オルドナンス7条第Ⅱパラグラフ）。この持分保有会社（holdings）を規制自由業専門職全体に拡大したのが、自由業専門職財務参加会社（société de participations financières de

175　2011年改正により、SCPにつき社名選択の自由、社員の連帯責任の廃止および定款による持分評価方法の決定、SELにつき社名選択の自由、SEPにつき社名および社員の連帯責任の廃止に関する規定が置かれた。2012年改正では、SCPについて改正されたように、SELにおける定款による持分評価の決定方法に関する改正がなされた。同年改正により置かれた自由業専門職の定義に関しては、前掲注（3）参照。

professions libérales：SPFPL）制度である。SPFPLは、1または複数の「法令上の身分規程に服しまたは資格名称の使用について保護を受ける自由業専門職」（規制自由業専門職）を実施する自然人または法人の間で設立され、同一の専門職の実施を目的とするSELの持分または株式の保有を目的とする会社である（SEL法律31-1条第Ⅰパラグラフ1項）[176]。

SPFPLは、有限会社、株式会社、略式株式会社または株式合資会社の形態で設立される（同パラグラフ2項）。SPFPLの資本および議決権の過半数は、持分保有の対象となる会社が実施するのと同一の専門職を実施する人が保有する（同条第Ⅱパラグラフ1項、たとえば2社以上の弁護士SELの持分または株式を弁護士SPFPLが保有する場合）[177]。この制度は、国際競争力を高めるのに必要な資金調達および集中の一手段として創設さ

176　SPECにつき、鳥山・前掲注（55）133頁参照。SPFPLにつき、*Mémento Professions libérales, op. cit.* (note 65), nos 1875 et suiv.等を参照。2004年には、SPFPLの被参加会社の範囲に「同一の専門職の実施を目的とする外国法上の団体」が含まれた。SPFPLの会社目的に関しては、同年改正により、持分保有目的に直接関係し被参加会社に専ら向けられた付随的活動にも拡張された。会社集団の現金収支の管理、情報処理・会計サーヴィスの提供、文献・ノウハウ等の提供、書類作成補助等が挙げられる。Projet de loi, *Ass. Nat.*, no 2447, *Étude d'impact*, t. I, p. 125参照。2015年には、被参加会社に専ら向けられることを条件としてあらゆる活動を行うことができるものとされた。子会社であるSELにオフィスを賃貸する不動産民事会社を別に設立してその持分を保有することも可能になるので（Dominique Velardocchio, Adoption de la loi Macron：réformes du droit des sociétés, *JCP* E 2015, act. 612）、SPFPLは手段型組織の役割も果たすことになる。Marina Bourgeois-Bertrel et Jean-Pierre Bertrel, Les sociétés utilisées par les professionnels du droit après la loi «Macron», *Dr. et pat.* 2015, no 250, p. 18, spéc., p. 29参照。

177　2015年には、ヨーロッパの専門家（自然人・法人）がSPFPLの社員となることも許容された。なお、SPFPLの少数派社員となることができるのは、SEL内で実施していた専門家であってあらゆる職業活動をやめた自然人（10年間）、当該自然人の死亡後5年間につきその承継人、および同分野の専門職のうちいずれか一つを実施する人である（SEL法律31-1条第Ⅱパラグラフ2項）。

れた。自由業専門家間のネットワークの形成、若手専門家の開業促進にもつながると説明されている[178]。

各専門職のSPFPLについて、コンセイユ・デタの議を経たデクレが公表されている（表1〜3〔後掲〕参照）[179]。2001年12月11日法律によって創設されて以来、SPFPL制度は幾度も改正されている（2004年2月11日法律、2005年8月2日法律、2008年8月4日法律、2015年8月6日法律）。

2　異業種連携の実現

SCM、経済利益団体・ヨーロッパ経済利益団体では、異なる自由業専門職の間で連携することが可能であった。これに対してSCP、SELおよびSEPでは、法律のうえでは複数の専門職実施を会社目的とすることが認められていたものの（SCP法律2条、SEL法律1条2項、22条2項）、それを可能にする専門職デクレは、ごく一部の専門職をのぞき公表されてこな

178　Rapp., Marini, *Sénat*, nº 336 (2000-2001), pp. 117 et suiv.; Rapp., Bricq, *Ass. Nat.*, nº 3196, pp. 64 et suiv.参照。SPFPLにおいて、SELの持分取得目的での借入金利子を税務上控除できるため、レバレッジ効果が見込まれる。Dominique Velardocchio, Les sociétés d'exercice libéral, *Dr. et pat.* 2003, nº 111, p. 53, spéc., p. 58参照。

179　法律・司法専門職について2004年に弁護士、動産公売官、執行吏、公証人、2011年に商事裁判所書記、2012年に裁判上の管理者、裁判上の受任者、保健衛生専門職について2012年に獣医師、2013年に薬局薬剤師、技術専門職について2004年に弁理士、2011年に会計監査役、2012年に専門会計士、測量士、2013年に不動産・農業鑑定士、森林鑑定士に関するデクレがそれぞれ公表されている。専門職デクレをもってSPFPLの適用条件を定めると規定する2015年改正前SEL法律31-1条9項は、専門職デクレがなければ同条の適用はできないというわけではないとするコンセイユ・デタの判決（CE, ss. 1 et 6 réunies, 28 mars 2012, nº 343962）を受け、2015年に削除された。デクレが未公表でもSPFPLを設立できることになるが（Dorothée Gallois-Cochet, SEL et SPFPL, *Droit des sociétés* 2015, comm. 167）、2016年に入り、医学生物学者のSPFPLに関するデクレが公表されている。

かった（二1（1）参照）。単一の専門職実施を目的とするSELに、同分野の専門職に属する専門家が少数派として資本参加することは可能であった（同法律5条第Ⅰパラグラフ B項5号。三1（3）①参照）。2001年に創設されたSPFPLでも、同分野の専門職に属する専門家がSPFPLの少数派社員となることのみが認められていた（同法律31-1条第Ⅱパラグラフ2項。四1参照）。

このような状況のもとで、2011年3月28日法律は複数専門職SPFPL（SPFPL pluriprofessionnelle）制度を創設した（SEL法律31-2条）。複数専門職SPFPLは、弁護士、公証人、執行吏、動産公売官、専門会計士、会計監査役または弁理士職のうち2以上の専門職の実施を目的とするSELまたは商事会社の持分または株式の保有ならびに外国法上の団体への資本参加を目的とする持分保有会社である（同条第Ⅰパラグラフ）[180]。2014年には、複数専門職SPFPLに関するデクレが公表され（同条第Ⅳパラグラフ3項、2014年3月9日のデクレ第2014-354号）、法専門家間、または法専門家・会計専門家間の「資本関係上の異業種性（interprofessionalité capitalistique）」が実現した。

2011年[181]にはまた、保健衛生専門職を対象とする異業種間外来治療会社（société interprofessionnelle de soins ambulatoires：Sisa）制度が置かれた（公衆衛生法典L. 4041-1条、L. 4041-2条）。Sisaは、手段を共同にし一

180　2011年の創設当初は、被参加会社の社内実施専門家が複数専門職SPFPLの資本・議決権の過半数を保有するものとされていた（2015年改正前SEL法律31-2条2項）。同法律31-1条に定めるSPFPLよりも保有要件が厳格であったので（Bourgeois-Bertrel et Bertrel, *op. cit.* (note 176), p. 30）、2015年改正により、被参加会社が実施するのと同一の専門職を実施する人に拡大された（同年改正後同法律31-2条第Ⅱパラグラフ）。なお、同法律31-1条に定めるSPFPLは、同法律31-2条に定める複数専門職SPFPLと対比して、単一専門職SPFPL（SPFPL monoprofessionnelle）と呼ばれている。

181　2011年8月10日の法律第2011-940号による。Sisaにつき、*Mémento Professions libérales, op. cit.* (note 65), nos 1725 et suiv.参照。

定の活動を共同で実施することを目的として、医療職（医師、歯科医師、助産師）、医療補助職および薬剤師職を実施する自然人の間で設立される民事会社である。保健衛生専門職に限定されるが、実施型の側面を有する初の異業種間会社といえる[182]。

2015年には、法律・司法専門職SELにおいて会社目的以外の専門職に属する法専門家による議決権の過半数保有が認められるなど（三1（3）④参照）、法律・司法専門職における資本関係上の異業種連携が促進された[183]。さらに、法専門家間、または法専門家・会計専門家間の異業種実施会社が制度化された。弁護士、コンセイユ・デタ・破毀院付弁護士、動産公売官、執行吏、公証人、裁判上の受任者、裁判上の管理者、弁理士および専門会計士がその対象となる。「実施上の異業種性（interprofessionalité d'exercice）」を実現するものであるが、制度の詳細は、2015年8月6日法律の審署後8ヶ月以内（2016年4月まで）に公表されるオルドナンスに授権されている（同法律65条2項）。

182　*Mémento Professions libérales*, *Ibid.*, nº 115参照。

183　2015年改正では法専門家が普通法上の商事会社を設立することも許容されたが（四3参照）、会社目的以外の専門職に属する法専門家も上限なく資本・議決権を保有することができる。単一専門職SPFPLが、同一の法律・司法専門職の実施を目的とするSEL・商事会社の持分・株式の保有を目的とする場合も、他の法専門家は上限なくSPFPLの資本・議決権を保有することができる（SEL法律31-1条第Ⅲパラグラフ1項）。複数専門職SPFPLにおいて2以上の法律・司法専門職の実施を目的とする会社の持分・株式を保有する場合も同様である（同法律31-2条第Ⅲパラグラフ1項）。複数専門職SPFPLにおいて1社以上の被参加会社が法律・司法専門職の実施を目的とする場合、他の法専門家はSPFPLの資本・議決権の過半数を保有することができる（同条第Ⅱパラグラフ）。以上の改正点につき、Hovasse, *op. cit.* (note 150), pp. 539 et suiv.; Bourgeois-Bertrel et Bertrel, *op. cit.* (note 176), pp. 27 et suiv.; Gallois-Cochet, *op. cit.* (note 179) 等を参照した。

3　実施形態の自由化

規制自由業専門職では伝統的に、その地位を規律する法令において、専門職実施のためにとりうる法的形態が限定列挙されてきた。しかし近年、一定の専門職では、限定列挙ではなく「社員に商人資格を付与する法的形態以外の法人格を有する会社」といった条文表現がとられてきた。このような実施形態の自由は、普通法上の商事会社形態が許容されてきた技術専門職の一部（建築士、会計監査役、弁理士、専門会計士、不動産・農業鑑定士、森林鑑定士）および保健衛生専門職の一部（獣医師）において見られる（表１～3〔後掲〕参照）。

これに対して法律・司法専門職では、依然として実施形態が限定列挙され、普通法上の商事会社形態も認められてこなかった[184]。しかし、特定の法的形態を課することは、英米の事務所との競争に適する規模の組織を形成するのを困難にし、ヨーロッパの他の国に比べてフランスの魅力を害すると考えられた[185]。そのため、2015年8月6日法律は、法律・司法専門職に対して「社員に商人資格を付与する法的形態以外の法人格を有する事業体」での専門職の実施を許容した（表1～3〔後掲〕参照）。同法律63条によって、執行吏、公証人、動産公売官、弁護士、コンセイユ・デタ・破毀院付弁護士、裁判上の管理者および裁判上の受任者の地位を規律する法律

184　弁護士職の実施方法について定める1971年12月31日法律7条1項は、弁護士は、個人としてであれ、弁護士提携体（構成員の責任を職業行為を行った構成員に限定する場合も含む）においてであれ、「SCP、SELまたはSEP」においてであれ、弁護士・弁護士提携体・弁護士会社の被用者（salarié）または自由業協働者（collaborateur）としてであれ、弁護士職を実施することができ、経済利益団体・ヨーロッパ経済利益団体の構成員となることができると定めていた。2015年改正は、弁護士会社の法的形態について限定列挙していた部分を削除し、「社員に商人資格を付与する法的形態以外の法人格を有する事業体」に置き換えた（同年改正後同項）。

185　*Étude d'impact, op. cit.* (note 176), p. 122 の指摘による。

またはオルドナンスがそれぞれ改正されている。したがって、法律・司法専門職でも、普通法上の商事会社（有限会社、株式会社、略式株式会社）形態を選択することが可能となる[186]。

これらの会社の資本および議決権は、法律・司法専門職を実施する自然人または法人、ヨーロッパの法専門家（自然人または法人）が保有する。法人社員の場合、SEL法律に定める資本および議決権の保有要件を充たす必要がある。他分野の専門職に属する専門家または非専門家による資本参加は認められない。実施形態が会社である場合、その職務を遂行するために要求される条件を充たす専門家を社員のうち少なくとも１人含むものとし、社内で実施する専門職のメンバーの少なくとも１人を取締役会または監査役会構成員とするなど、法律・司法専門職SELと同様の規律が置かれている（たとえば弁護士につき1971年12月31日法律8条2項ないし4項）[187]。これらの会社の登録条件等に関し、今後、各専門職に関するデクレが改正される予定である。

186　無限責任社員が商人資格を有することから、合名会社、合資会社および株式合資会社は除外される。*Étude d'impact, Ibid.* 参照。他方、普通法上の民事会社形態をとることは可能である。Hovasse, *op. cit.* (note 150), p. 537参照。

187　こうした要件緩和に対し、元老院は一貫して反対していた。Rapp., Deroche, Estrosi Sassone et Pillet, *Sénat*, nº 370 (2014-2015), p. 235参照。専門会計士会社よりも要件が緩和されている点に、学説も懐疑的である。Yann Judeau, Les structures d'exercice des professions judiciaires et juridiques réglementées après la loi Macron, *JCP* NI 2015, 1154, spéc., p. 51参照。専門会計士会社では現行法上、専門会計士（・専門会計士会社・ヨーロッパの会計専門家）が議決権の3分の2超を保有し、社員である専門会計士（・ヨーロッパの自然人会計専門家）が法定代表者であることが要求されている（1945年9月19日オルドナンス7条第Ⅰパラグラフ2項1号4号）。

終わりに

本稿の冒頭で、フランスの専門職会社法制の特色として、会社形態での集団実施が認められてきたこと、多くの専門職に共通する枠組みとして専門職民事会社や自由業実施会社といった制度が立法化されていること、専門職によっては一定の条件のもとで株式会社や有限会社形態を用いることができること、集団実施を実現するための多くの法的形態が存在することを指摘した。

集団化の当初は、各専門職においてそれぞれ、専門職の活動に必要な手段の共同化を図る契約手法（集団事務所契約等）が用いられた。その後、契約よりも普通法上の団体組織を用いることが選択され（非営利社団、匿名社団）、さらには法人格を有する団体が好まれた（民事会社、協同会社）。各人が受領する報酬を共同にしそれを分配することも重視されるようになり、社員間での利益分配を可能にする実施型の会社に対する需要が高まった。

団体の法的性質を明確にし、当時すでに専門職ごとに多様であった専門職会社法制の枠組みを統一するために、1966年に、規制自由業専門職に共通する専門職民事会社（SCP）制度が創設された。以降、法律によって規制自由業専門職に共通する枠組みを設け、各専門職への適用は当該専門職に関するデクレに委ねるという方法がとられるようになった。自由業実施会社（SEL）、自由業専門職匿名会社（SEP）および自由業専門職財務参加会社（SPFPL）においても同様である。

SCP法律の制定後、程なくしてSCP制度の不都合が認識され、1990年には、商事会社制度を借用するSEL制度が創設された。技術専門職および保健衛生専門職の一部では従来から、普通法上の商事会社が許容されていたが、2015年には法律・司法専門職においても実施形態の自由化が図られた。このようにフランスでは、自由業専門家の需要に応じて、新たな会社形態を創設しまたは普通法上の会社（団体）形態を用いることを許容

してきた。その反面、既存の会社（団体）形態を維持したため、非常に多くの実施形態の選択肢が存在することとなった。

手段型会社（団体）のうち（規制）自由業専門職に共通する制度として、SCM（協同会社型を含む）、経済利益団体（GIE）・ヨーロッパ経済利益団体（GEIE）、SEPがある。実施型会社（団体）のうち共通する制度としてSCP（協同会社型を含む。公署官・裁判所補助吏に関しては統合型と非統合型がある）、SEL（有限会社型・一人有限会社型、株式会社型、株式合資会社型、略式株式会社型・一人略式株式会社型）がある。専門職によっては、普通法上の民事会社、普通法上の商事会社（有限会社、株式会社、略式株式会社）が設立可能であるほか、固有の実施形態を有する専門職もある（弁護士提携体、医師間協同会社など）。第三の類型ともいえるが、実施型会社の持分保有を会社目的とするSPFPL制度も置かれている。各専門職団体は、そのウェブサイトに各実施形態のモデル定款を掲げている。

以上のような発展を遂げてきたフランスの専門職会社法制は、日本法においても非常に示唆に富むものである。今後の研究課題をいくつか指摘しておきたい。

第一に、専門職の実施形態を会社とすることの可否である。フランスでは古くから、専門職活動から生じた利益を社員間で分配すること（営利性）を可能にする団体として、会社が選択されてきた。その一方で、専門職活動のために用いられる商事会社は「民事目的の商事会社」であることが強調され、「社員に商人資格を付与する法的形態」は明文で排除されている。このように現在のフランスでは、（商事）会社形態と、自由業専門職の実施の商事化または自由業専門家の商人化とは、すぐには結びつかないものと考えられている。フランスにおける「民事」、「商事」ないし「会社」概念を整理しつつ、このような説明が本当に可能かどうか検討する必要がある。

第二に、専門職全般を対象とする共通の制度を置くことが妥当かという

点である。フランスでも、自由業専門職全般に適用される画一的な型が置かれているわけではない。法律によって枠組みを定め、適用の詳細は各専門職デクレに委ねるという方式が取られているため、各専門職の特色および需要を反映することのできる柔軟な制度となっている。ところで近年、枠組法律の制定・改正が、特定の分野または特定の専門職（の一部）の要望を強く反映するようなかたちで行われる傾向にある[188]。そのため、専門職デクレが公表されたとしても専門職によっては新たな制度が活用されないケースや、枠組法律自体に適用除外規定が設けられる場合も見られる（三１（3）参照）。専門職全体を一つのまとまりとして共通の規律を及ぼすという立法のあり方は十分に示唆に富む。しかし、フランスの例に見るように、各分野（各専門職）における需要と、顧客および社会からの要請は、かつてよりもさらに多様化しているように思われる。どこまでを共通の枠組みの中でとらえることが可能か、分野ごと（専門職ごと）に考慮すべき事由は何かを明らかにする必要がある。

第三に、フランスでは専門職会社法制の改正のつど、投資の拡大が立法趣旨として掲げられている。しかし、株式会社等（SELを含む）を許容し、持株会社（SPFPL）制度を創設して会社集団の形成を促進するほど、自由業専門職に資金需要があるのであろうか。資金需要の程度は、分野（専門職）によって異なるであろうし、同じ専門職の中でも事務所規模または提供するサーヴィス内容（個人向け、企業向け）によって異なりうる[189]。

188　本稿で検討したように、SEL、SEPおよびSPFPL制度の創設・改正に際し、法律・司法専門職（の一部）の需要が考慮されている。更田義彦「弁護士と法的助言士との統一――裁判職および法律職の改革をもたらす一九九〇年一二月三一日の法律第一二五九号」日仏18号（1993年）159頁も、SEL法律の制定は弁護士にとって意義のあるものであったと指摘する。SCP法律の1972年改正は医師業界の要望、2011年改正は弁護士業界の要望を反映したものである。拙稿・前掲注（65）86頁以下、89頁以下参照。

189　Rapp., Deroche, Estrosi Sassone et Pillet, *op. cit.* (note 187), pp. 233 et suiv.では、法専門職よりも、医療専門職および技術専門職（特に建築士）

ヨーロッパにおける競争力の向上といったフランス固有の事情も考慮しつつ、専門職ごとにどの程度の資金調達の必要があるのかを調査する必要がある。また、フランスでは、専門職会社内での専門家の独立性を確保するため、専門家が資本・議決権の一定割合を保有し、会社経営機関の一定割合を占め、持分・株式の譲渡にも専門家の多数による承認を要求している。こうした仕組みのもとでは資金調達にも一定の制約が存在する。専門家の独立性・職業倫理の遵守と、資金調達の利便性のバランスを考慮して、どのような要件を設けることが妥当であるのか検討すべきである。

第四に、集団実施形態の選択肢を設けるにせよ、これほど多くの選択肢は必要かという問題である。手段型にするか実施型にするか、契約法に依拠するか団体組織を設立するかという点に始まり、選択にあたっては、組織法的観点（法人格の有無、最低社員数、最低資本金、労務出資の可否、会社機関・会社運営の柔軟性の有無、社員の無限責任・有限責任等）だけでなく[190]、税法・社会保障的観点も重要視される[191]。全般的な傾向としてはSCPよりSEL、SELより普通法上の商事会社が好まれるが、専門職ごとに選択の状況は異なる（表4〔後掲〕参照）[192]。各専門職においてどのような

の方が資金需要を有すると指摘されている。他方、「法企業（entreprise du droit）」とでも呼ぶべき法律事務所では、発展のために資金と異業種連携が必要であるという指摘もある。Hovasse, *op. cit.* (note 150), p. 536参照。白石・前掲注（65）法的性質25頁も参照。

190　Laurent et Vallée, *op. cit.* (note 9), nº 03.11 et suiv.; *Guide RF Professions libérales, op. cit.* (note 65), nºs 4004 et suiv.等を参照。

191　*Étude d'impact, op. cit.* (note 176), p. 122参照。

192　実施型会社のうち最も用いられている法的形態は、公証人につきSCP（94.5%）、弁護士・医師・薬剤師につきSEL（それぞれ50.1%、83.9%、46.3%）、建築士・会計監査役につき普通法上の有限会社・有限責任一人企業（それぞれ86.4%、68.7%）である。IGF, Rapp. nº 2012-M-057-03, *Les professions réglementées*, t. II, Annexe V, pp. 7 et suiv.参照。2015年改正関連のオルドナンス（法専門家・会計専門家間の共同実施会社）およびデクレ（法律・司法専門職の実施形態の自由化）が公表されれば、関係する専門職

形態がよく用いられ、あるいは用いられていないのか、それはどのような理由によるのかという点を検討することにより、各専門職の需要に合致する実施形態（の選択肢）を見出だすことができるであろう。

最後に、異業種連携[193]を実現するための手段についてである。フランスでは、会社目的をなす専門職と異なる専門職に属する専門家が会社に出資して社員となる、持分保有会社（SPFPL）が複数の専門職の実施を目的とする実施型会社に資本参加をして会社集団を形成する、あるいは、複数の専門職の共同実施を目的とする会社を設立するといった方法が示されている。異業種連携という目的にとってこれらの方法が適合的であるのか、異業種間の独立性確保および利害調整のために設けられた仕組み（社員構成、業務執行機関の構成、職業機関との関係等）は適切であるのかという点について、今後の議論を注視する必要がある。

＊　本稿は、平成24年度～26年度の科学研究費（若手研究B　課題番号：24730072）の研究成果である。

の組織選択の状況にも変化が生じるであろう。Myriam Roussille, Ouverture des sociétés commerciales aux professions juridiques：les SEL cocurrencées？, *Dr. des sociétés* 2015, comm. 168; Sociétés cotées -Création des sociétés d'exercice en commun des profssions du droit et chiffre, *Dr. des sociétés* 2015, comm. 174; Gilbert Parleani, L'exercice en société des professions libérales -essentiellement juridiques- dans la loi Macron, *Rev. sociétés* 2015, 638, nº 7等参照。

193　2015年8月6日法律の提案理由では、異業種連携の実現を必要とする理由として、私人・企業に対するフル・サービス（offre globale）の提供、ひいてはヨーロッパにおける競争力の向上が挙げられている。Exposé des motifs, *op. cit.* (note 144), pp. 17 et suiv.参照。

【略語表】

GEIE	groupement européen d'intérêt économique	ヨーロッパ経済利益団体
GIE	groupement d'intérêt économique	経済利益団体
SCM	société civile de moyens	手段民事会社
SCP	société civile professionnelle	専門職民事会社
SEL	société d'exercice libéral	自由業実施会社
SELAFA	société d'exercice libéral à forme anonyme	株式会社型SEL
SELARL	société d'exercice à responsabilité limitée	有限会社型SEL
SELARLU	société d'exercice libéral à responsabilité limitée unipersonnelle	一人有限会社型SEL
SELAS	société d'exercice libéral par actions simplifiée	略式株式会社型SEL
SELASU	société d'exercice libéral par actions simplifiée unipersonnelle	一人略式株式会社型SEL
SELCA	société d'exercice libéral en commandite par actions	株式合資会社型SEL
SEP	société en participation des professions libérales	自由業専門職匿名会社
Sisa	société interprofessionnelle de soins ambulatoires	異業種間外来治療会社
SPEC	société de participations d'expertise comptable	専門会計士参加会社
SPFPL	société de participations financières de professions libérales	自由業専門職財務参加会社

【表1】法律・司法専門職の実施形態

	商事会社その他	SCP	SEL	SEP	SPFPL
弁護士（avocat）	「社員に商人資格を付与する法的形態以外の法人格を有する事業体」（1971年12月31日の法律第71-1130号7条1項）	1992年7月20日のデクレ第92-680号	1993年3月25日のデクレ第93-492号1条以下	1993年3月25日のデクレ第93-492号44条以下	1993年3月25日のデクレ第93-492号48-1条以下（2004年8月23日のデクレ第2004-852号により新設）
コンセイユ・デタ・破毀院付弁護士（avocat au Conseil d'Etat et à la Cour de cassation）	「社員に商人資格を付与する法的形態以外の法人格を有する事業体」（1817年9月10日のオルドナンス3-2条）	1978年3月15日のデクレ第78-380号			
公証人（notaire）	「社員に商人資格を付与する法的形態以外の法人格を有する事業体」（1945年11月2日のオルドナンス第45-2590号1条の2第1項）	1967年10月2日のデクレ第67-868号	1993年1月13日のデクレ第93-78号1条以下	1993年1月13日のデクレ第93-78号74条以下	1993年1月13日のデクレ第93-78号79-1条以下（2004年8月23日のデクレ第2004-856号により新設）
商事裁判所書記（greffier de tribunal de commerce）		商法典R. 743-29条以下、R. 743-81条以下（1971年8月11日のデクレ第71-688号）	商法典R. 743-29条以下、R. 743-120条以下（1993年1月21日のデクレ第93-86号）	商法典R. 743-135条以下（1993年1月21日のデクレ第93-86号）	商法典R. 743-139-21条以下（2011年11月15日のデクレ第2011-1541号により新設）
執行吏（huissier de justice）	「社員に商人資格を付与する法的形態以外の法人格を有する事業体」（1945年11月2日のオルドナンス第45-2592号1条の2AA第1項）	1969年12月31日のデクレ第69-1274号	1992年12月30日のデクレ第92-1448号1条以下	1992年12月30日のデクレ第92-1448号73条以下	1992年12月30日のデクレ第92-1448号78-1条以下（2004年8月23日のデクレ第2004-855号により新設）
動産公売官（commissaire-priseur judiciaire）	「社員に商人資格を付与する法的形態以外の法人格を有する事業体」（1945年11月2日のオルドナンス第45-2593号1条の2第1項）	1969年7月24日のデクレ第69-763号	1992年12月30日のデクレ第92-1449号1条以下	1992年12月30日のデクレ第92-1449号73条以下	1992年12月30日のデクレ第92-1449号80条以下（2004年8月23日のデクレ第2004-854号により新設）

裁判上の管理者（administrateur judiciaire）	「社員に商人資格を付与する法的形態以外の法人格を有する事業体」（商法典L. 811-7条1項）	商法典R. 814-59条以下、R. 814-109条以下（1986年11月5日のデクレ第86-1176号）	商法典R. 814-59条以下、R. 814-145条以下（1993年7月6日のデクレ第93-892号）	商法典R. 814-155条以下（1993年7月6日のデクレ第93-892号）	商法典R. 814-158条以下（2012年4月20日のデクレ第2012-536号により新設）
裁判上の受任者（mandataire judiciaire）	「社員に商人資格を付与する法的形態以外の法人格を有する事業体」（商法典L. 812-5条）	商法典R. 814-59条以下、R. 814-109条以下（1986年11月5日のデクレ第86-1176号）	商法典R. 814-59条以下、R. 814-145条以下（1993年9月20日のデクレ第93-1112号）	商法典R. 814-155条以下（1993年9月20日のデクレ第93-1112号）	商法典R. 814-158条以下（2012年4月20日のデクレ第2012-536号により新設）

【表2】保健衛生専門職の実施形態

	商事会社その他	SCP	SEL	SEP	SPFPL
医師（médecin）		公衆衛生法典R. 4113-26条以下（1977年6月14日のデクレ第77-636号）	公衆衛生法典R. 4113-1条以下（1994年8月3日のデクレ第94-680号）	公衆衛生法典D. 4113-102条以下（1992年8月24日のデクレ第92-831号）	
歯科医師（chirurgien-dentiste）		公衆衛生法典R. 4113-26条以下（1978年8月24日のデクレ第78-906号）	公衆衛生法典R. 4113-1条以下（1992年7月29日のデクレ第92-740号）	公衆衛生法典D. 4113-102条以下（1992年8月24日のデクレ第92-832号）	
助産師（sage-femme）			公衆衛生法典R. 4113-1条以下（1992年7月29日のデクレ第92-739号）	公衆衛生法典D. 4113-102条以下（1992年8月24日のデクレ第92-834号）	
医学生物学者（biologiste médical）		公衆衛生法典R. 6223-1条以下、R. 6223-11条以下（1978年3月15日のデクレ第78-326号）	公衆衛生法典R. 6223-1条以下、R. 6223-62条以下（1992年6月17日のデクレ第92-545号）		公衆衛生法典R. 6223-78条以下（2016年1月26日のデクレ第2016-44号）
看護師（infirmier ou infirmière）		公衆衛生法典R. 4381-25条以下（1979年11月9日のデクレ第79-949号）	公衆衛生法典R. 4381-8条以下（1992年7月29日のデクレ第92-741号）	公衆衛生法典D. 4381-23条以下（1992年8月24日のデクレ第92-833号）	
マッサージ・運動療法士（masseur-kinésithérapeute）		公衆衛生法典R. 4381-25条以下（1981年5月12日のデクレ第81-509号）	公衆衛生法典R. 4381-8条以下（1992年7月29日のデクレ第92-741号）	公衆衛生法典D. 4381-23条以下（1992年8月24日のデクレ第92-833号）	
足治療士（pédicure-podologue） 言語聴覚士（orthophoniste） 視能訓練士（orthoptiste） 栄養士（diététicien） 精神運動訓練士（psychomotricien）			公衆衛生法典R. 4381-8条以下（1992年7月29日のデクレ第92-741号）	公衆衛生法典D. 4381-23条以下（1992年8月24日のデクレ第92-833号） ＊精神運動訓練士をのぞく	
獣医師（véterinaire）	「社員に商人資格を付与しない…あらゆる形態の会社」（農漁業法典L. 241-17条第Ⅰパラグラフ1項3号）	農漁業法典R. 241-29条以下（1979年10月11日のデクレ第79-885号）	農漁業法典R. 241-94条以下（1992年8月4日のデクレ第92-788号）		農漁業法典R. 241-104条以下（2012年12月11日のデクレ第2012-1392号により新設）
薬局薬剤師（pharmacien d'officine）	合名会社、有限会社・有限責任一人企業（公衆衛生法典L. 5125-17条2項3項）		公衆衛生法典R. 5125-14条以下（1992年8月28日のデクレ第92-909号）		公衆衛生法典R. 5124-24-1条以下（2013年6月4日のデクレ第2013-466号により新設）

【表3】技術専門職の実施形態

	商事会社その他	SCP	SEL	SEP	SPFPL
専門会計士（expert-comptable）	「社員に商人資格を付与する法的形態以外の法人格を有する会社」（1945年9月19日のオルドナンス第45-2138号7条第Ⅰパラグラフ第1項）		2012年3月30日のデクレ第2012-432号196条以下（1992年10月2日のデクレ第92-1124号）		2012年3月30日のデクレ第2012-432号198条以下（2012年5月7日のデクレ第2012-690号により新設）
会計監査役（commissaire aux comptes）	あらゆる形態の会社（商法典L. 822-9条1項）	商法典R. 822-72条以下、R. 822-109条以下（1969年8月12日のデクレ第69-810号）	商法典R. 822-135条以下（1992年8月3日のデクレ第92-764号）	商法典R. 822-145条以下（1992年8月3日のデクレ第92-764号）	商法典R. 822-149条以下（2011年12月24日のデクレ第2011-1892号により新設）
弁理士（conseil en propriété industrielle）	あらゆる形態の会社（知的財産法典L. 422-7条1項）	知的財産法典R. 422-12条以下（1986年2月18日のデクレ第86-260号）	知的財産法典R. 422-41条以下（1993年9月17日のデクレ第93-1105号）	知的財産法典R. 422-50条以下（1993年9月27日のデクレ第93-1126号）	知的財産法典R. 422-51-1条以下（2004年2月25日のデクレ第2004-199号により新設）
建築士（architecte）	「民事会社または商事会社」（1977年1月3日の法律第77-2号12条1項）	1977年12月28日のデクレ第77-1480号	1992年7月6日のデクレ第92-619号	1995年2月2日のデクレ第95-129号	
測量士（géomètre-expert）	株式会社、有限会社（1946年5月7日の法律第46-942号6-1条1項3号）	1976年1月15日のデクレ第76-73号	1992年7月6日のデクレ第92-618号1条以下	1995年2月2日のデクレ第95-128号	1992年7月6日のデクレ第92-618号9条以下（2012年11月6日のデクレ第2012-1237号により新設）
不動産・農業鑑定士（expert foncier et agricole） 森林鑑定士（expert forestier）	「あらゆる会社」（農漁業法典L. 171-1条1項、R. 171-10条3項）	農漁業法典R. 173-1条以下（1986年3月14日のデクレ第86-636号）	農漁業法典R. 173-54条以下（1992年8月4日のデクレ第92-789号）		農漁業法典R. 174-1条以下（2013年4月22日のデクレ第2013-340号により新設）

【表4】各専門職の実施型会社の設立状況（2012年現在）

専門家 専門家数（うち個人開業者数（＊））	実施型会社総数	有限会社 有限責任 一人企業	SCP	SEL	合名会社 株式会社 略式株式会社 その他
弁護士 53744（19837）	6467	23(＊＊) (0.4%)	2252 (34.8%)	3237 (50.1%)	955 (14.8%)
公証人 9010（1793）	2764		2612 (94.5%)	140 (5.1%)	12 (0.4%)
医師 112947	7141		1149 (16.1%)	5992 (83.9%)	
薬剤師 27733（7842）	14238	3822 (26.8%)		6589 (46.3%)	3827 (26.9%)
建築士 15372	8911	7696 (86.4%)	267 (3.0%)	453 (5.1%)	495 (5.6%)
会計監査役 14500	5309	3646 (68.7%)	1 (0.0%)	95 (1.8%)	1567 (29.5%)

（IGF, Rapp. nº 2012-M-057-03, *Les professions réglementées*, t. II, Annexe V, Tableau 2, p. 7 et Tableau 3, p. 8から作成。Ministère de la justice, *Statistique sur la profession d'avocat (2012)* も参照。）

（＊）　SCMにおいて専門職を実施する場合も含む。
（＊＊）　弁護士職への統合（1990年12月31日の法律第90-1259号）前に設立された法律助言士会社のうち、弁護士SELに移行しないままであるもの（SEL法律18条参照）。